

中央市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 10 月

中 央 市

目次

第1章 はじめに

1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置づけ	1
1-3	計画の対象施設	2

第2章 市の概要

2-1	市の概要	3
2-2	市の将来推計人口	3
2-3	財政状況の推移	5

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

3-1	公共施設等の概要	10
3-2	将来更新費用の試算	18

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

4-1	公共施設等の現状と課題	22
4-2	公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	23
4-3	計画期間	25
4-4	数値目標の設定	26
4-5	公共施設等の管理に関する基本方針	27

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

5-1	建物施設の基本方針	31
5-2	インフラ施設の基本方針	49

第6章 公共施設等総合管理計画の実施方法

6-1	全庁的な取組体制構築及び情報管理方策	56
6-2	フォローアップの実施方針	57
6-3	市民参加のまちづくり	57
6-4	PPP/PFIの活用	58
6-5	地方公会計との連携	58

第1章 はじめに

1-1 計画の目的

中央市では、市民サービスの向上に資するために公共施設等の整備を進めてまいりましたが、現在、公共施設等の多くが完成後30年以上を経過して老朽化が顕著となっています。

今後、公共施設等の大規模改修や建替えが集中することとなり、多額の更新費用が必要となります。さらに、少子高齢化による生産年齢人口の減少から税収の落ち込みと社会保障関連費の増加が見込まれ、一段と厳しい財政状況が予想されます。

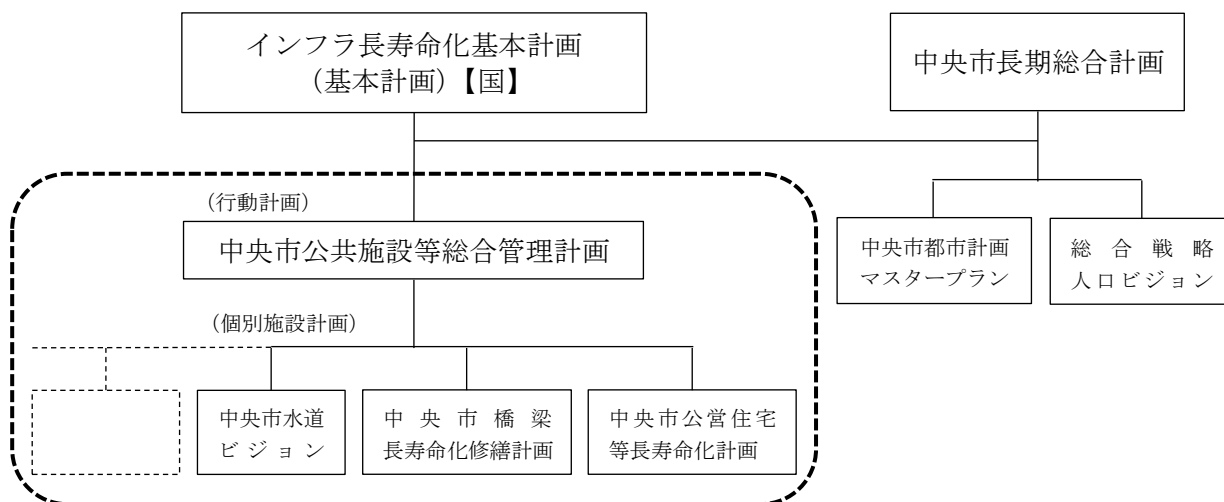
そこで、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、財政負担の軽減と平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として「中央市公共施設等総合管理計画」を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、地方公共団体がインフラの維持管理及び更新等を着実に推進するため、中期的な取り組みの方向性を明らかにする計画として策定する「インフラ長寿命化計画」（行動計画）となります。

また、本計画は公共施設等のあり方を示す指針として、諸計画との整合を図りながら推進していくものとし、既に策定されている個別施設計画とは、整合を図るよう努めます。

図1 計画体系

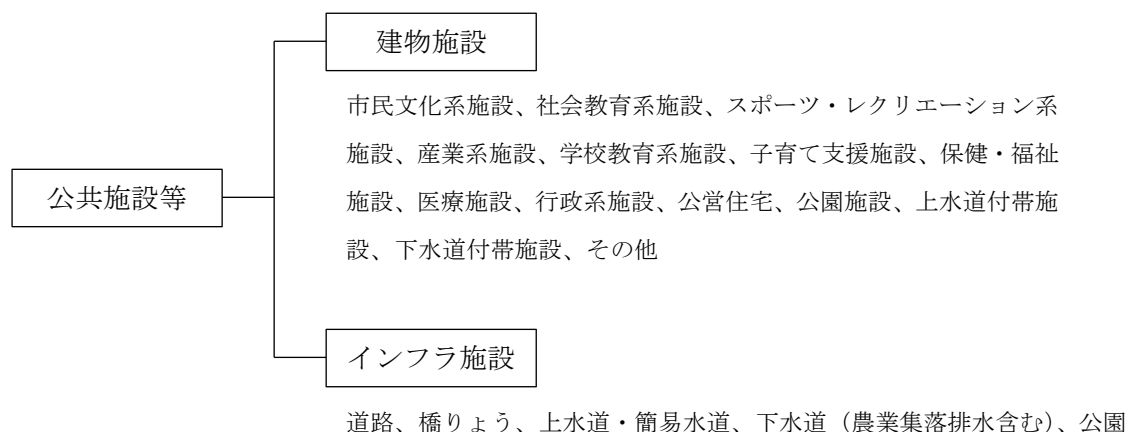


1-3 計画の対象施設

本計画で取り扱う公共施設等は、市が管理・所有する庁舎や学校などの建物施設と、道路や橋りょうなどのインフラ施設を含めて計画するものです。

なお、本市が構成団体として事業展開する、三郡衛生組合、甲府地区広域行政事務組合、中巨摩地区広域事務組合、東八代広域行政事務組合の保有する公共施設等は、本計画の対象外とします。

図2 対象施設



※数値の端数処理について

図表の数値は端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

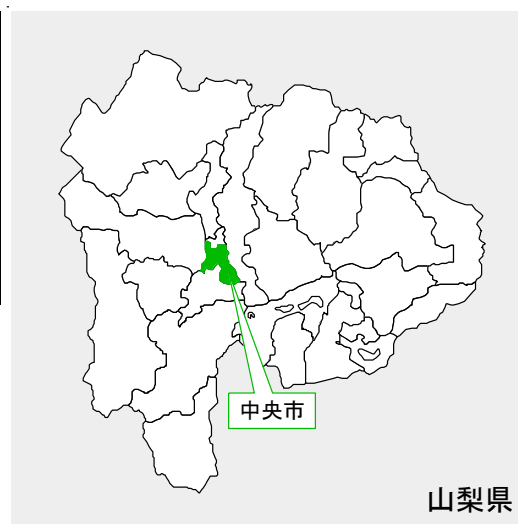
第2章 市の概況

2-1 市の概況

表1 人口等の状況

人口	31,031 人 *1
面積	31.69 km ²
交通	主要道路 県道3号甲府市川三郷線 県道12号韮崎南アルプス線 新山梨環状道路 鉄道 JR身延線

*1平成27年3月末日現在(外国人登録者を含む)



2-2 将来の人口推計

(1) 人口概要

合併前の田富町、玉穂町、豊富村を合計した人口は、昭和40年では11,648人でしたが、平成17年では最大31,650人まで増加しました。その後、横ばい、減少傾向で推移しています。

本市の将来推計人口は平成27年の31,177人から、25年後の平成52年には約3,800人減少(約12%減少)した27,334人になると見込まれています。

(2) 年齢区分別予測

年少人口(0~14歳)とその割合は、平成27年の4,243人(13.6%)から、平成52年には2,789人(10.2%)に減少すると見込まれています。

生産年齢人口(15~64歳)とその割合は、平成27年の19,973人(64.1%)から、平成52年には14,554人(53.2%)に減少すると見込まれています。

老年人口(65歳以上)とその割合は、平成27年の6,961人(22.3%)から、平成52年には9,991人(36.6%)に増加すると見込まれています。

平成27年と比べ25年後の平成52年には、本市の人口は約12%減少すると見込まれ、年少人口は約34%減少、生産年齢人口は約27%減少するのに対し、老年人口は約44%増加し、人口の3人のうち1人は高齢者となる「まち」に移り変わると予想されます。

図3 3区分別人口の推移

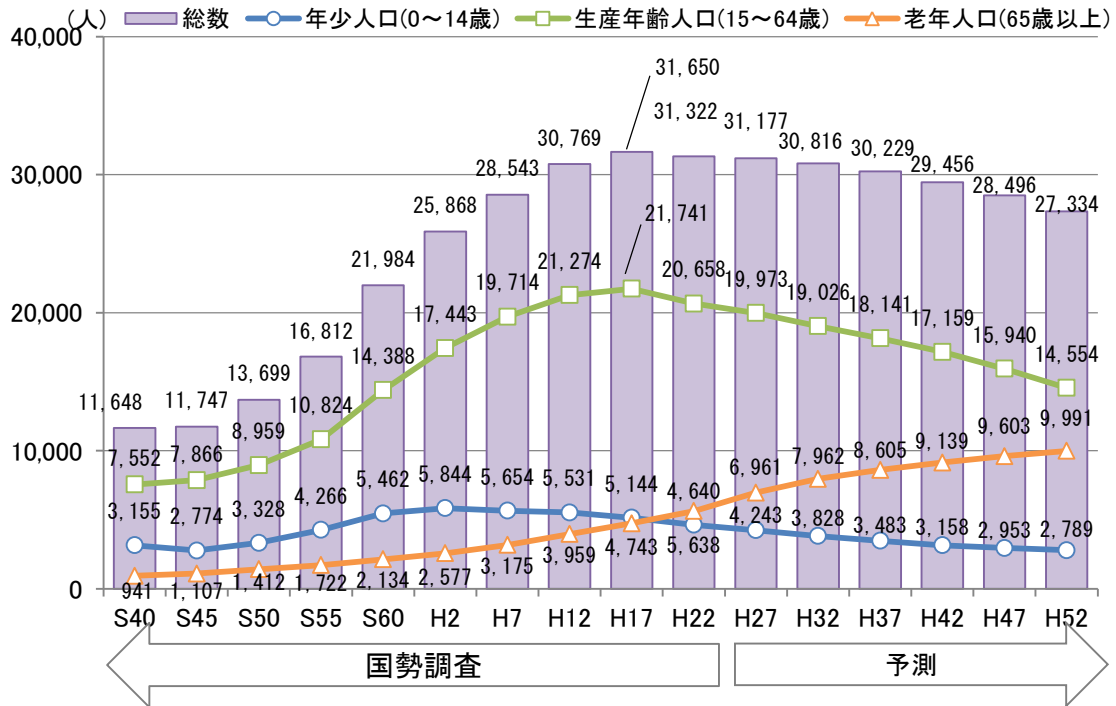
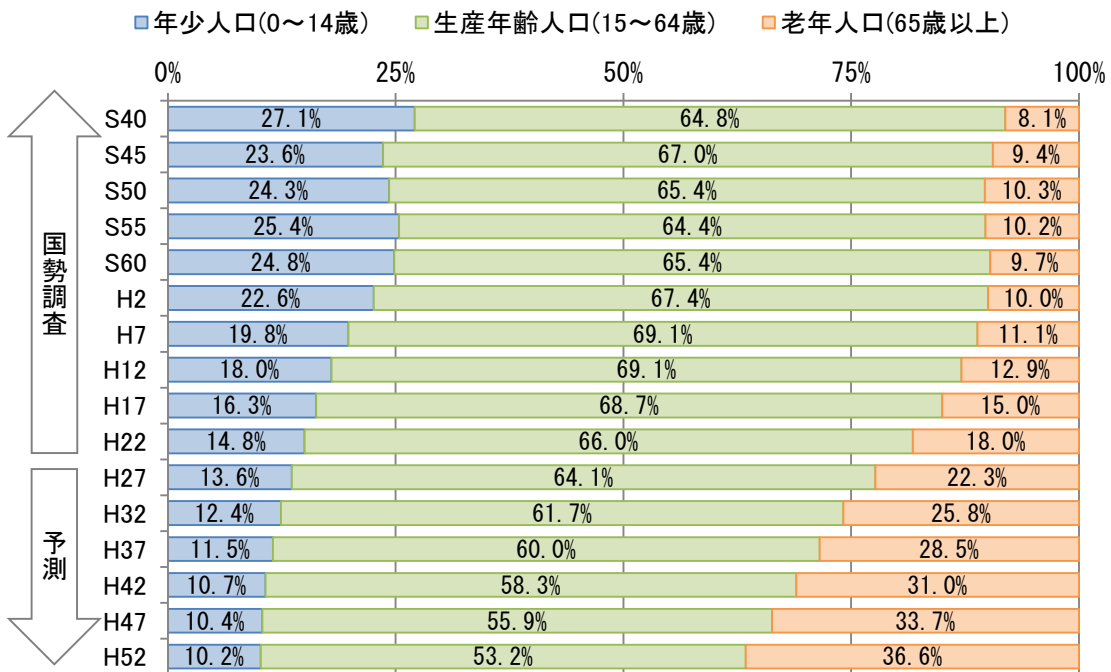


図4 3区分別人口割合の推移

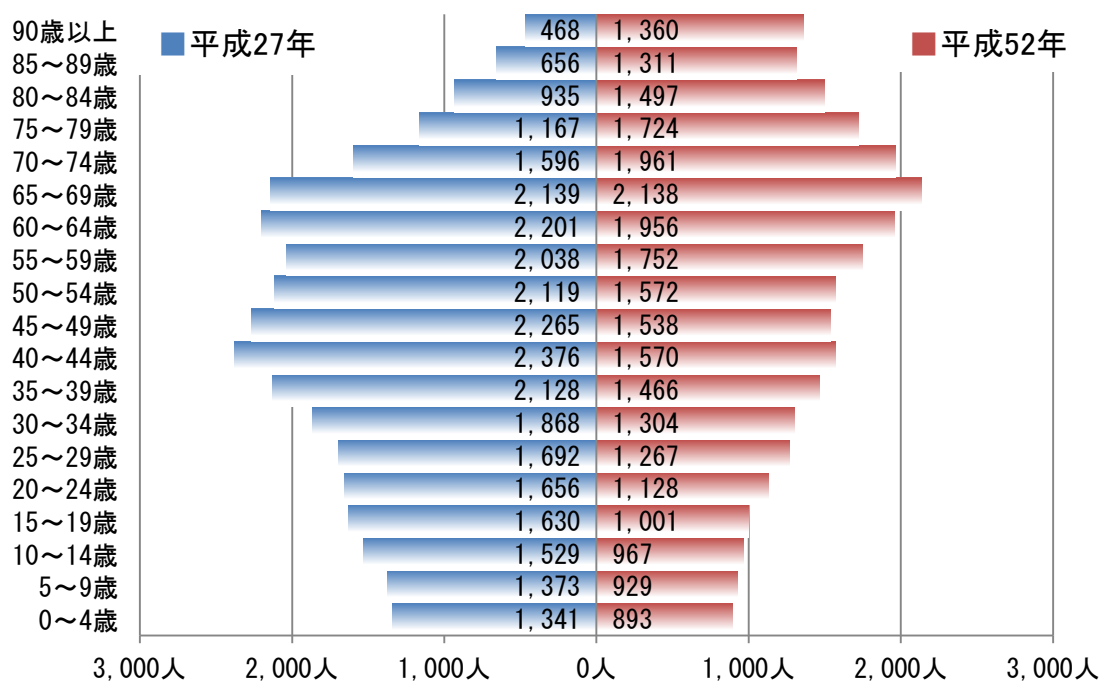


(出所) 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

(注) 平成17年以前については田富町と玉徳町と豊富村の数値を合計して作成しました。

(注) 構成比の合計は、総数に年齢不詳が含まれるため、必ずしも100%とならない場合があります。

図5 年齢（5歳）階級別人口の推移（平成27年→平成52年）



2-3 財政状況の推移

(1) 歳入の推移

本市の歳入は平成19年度と比べ平成20年度は減少しましたが、平成23年度までは増加傾向、その後は減少傾向で推移し、平成26年度は増加に転じています。

自主財源^{*2}である市税は平成19年度の49億8千7百万円が最大で、合併後の平成19年度から平成26年度までは概ね減少傾向で推移しています。今後は、生産年齢人口の減少や老年人口の増加などにより、大幅な税収の増加は期待できない状況です。

依存財源^{*3}である地方交付税、市債、国庫・県支出金の合計は、平成19年度では52億3千3百万円でしたが平成26年度では65億3千3百万円となり、約25%増加しています。

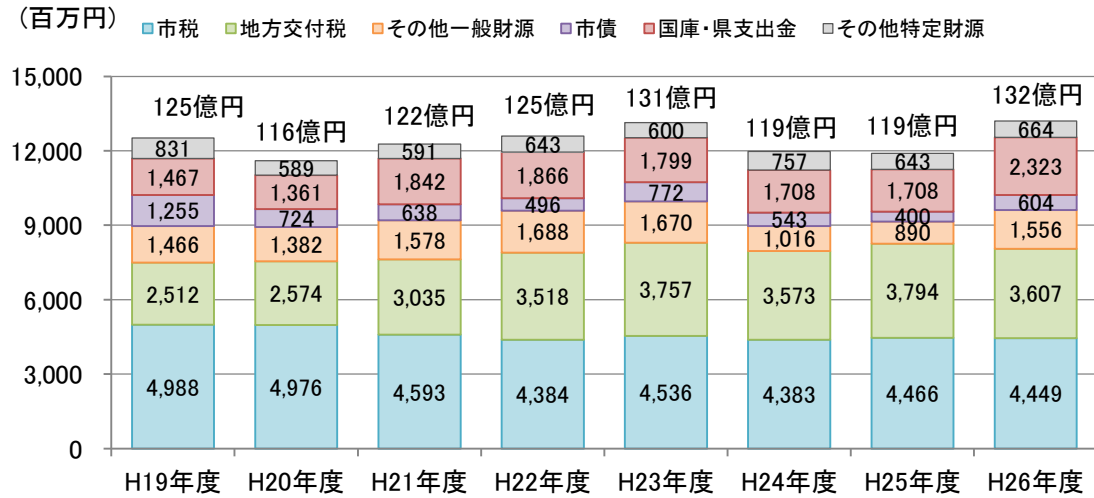
^{*2} 自主財源：地方公共団体が中央政府に依存しないで独自に調達できる財源。

<市税、使用料、手数料、財産収入など>

^{*3} 依存財源：国や県などから交付される財源。

<地方交付税、地方譲与税、国・県支出金など>

図6 普通会計歳入の推移



(2) 歳出の推移

本市の歳出は平成19年度と比べ平成20年度は減少しましたが、平成23年度までは増加傾向、その後は減少傾向で推移し、平成26年度は増加に転じています。

消費的経費^{*4}も歳出と同様な傾向で推移し、その内訳を見ると、人件費は平成19年度の18億8千1百万円をピークに、平成26年度では17億8千2百万円と緩やかな減少傾向です。一方、扶助費は平成19年度の10億3千2百万円から平成26年度の20億1千7百万円まで、約95%増加しています。

^{*4}消費的経費：支出の効果が単年度、または、極めて短期間で終わる経費。

<人件費、扶助費、物件費、維持補修費、補助費など>

図7 普通会計歳出の推移

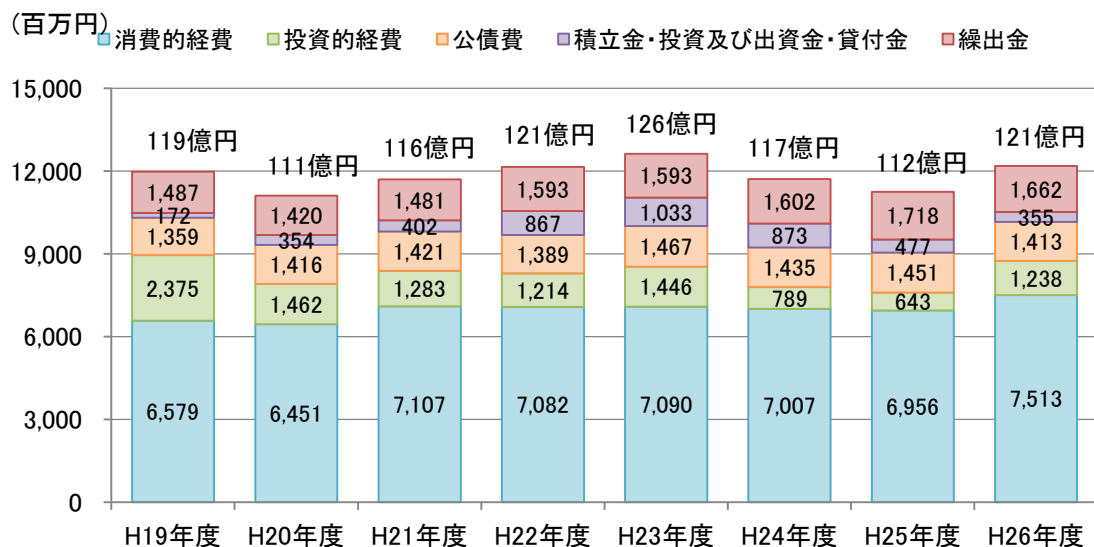
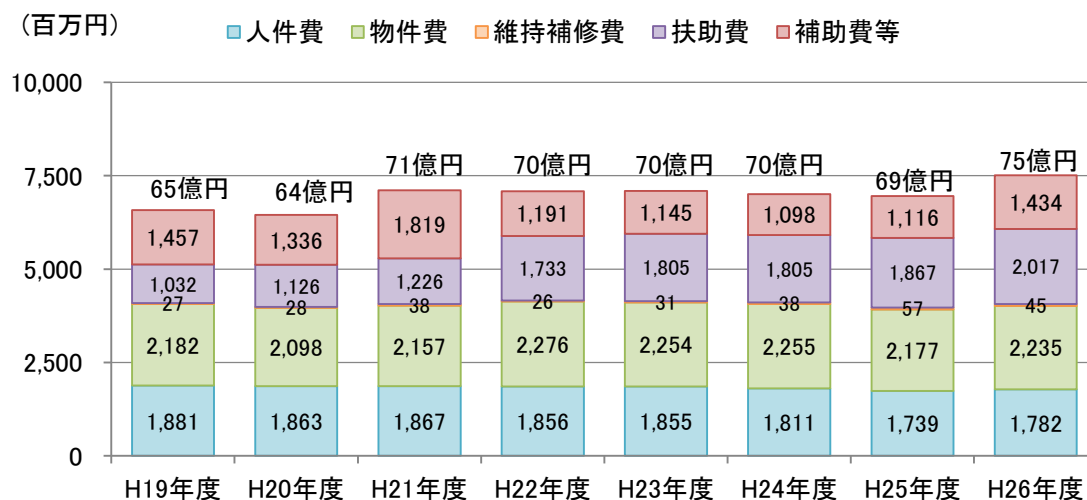


図8 消費的経費の推移

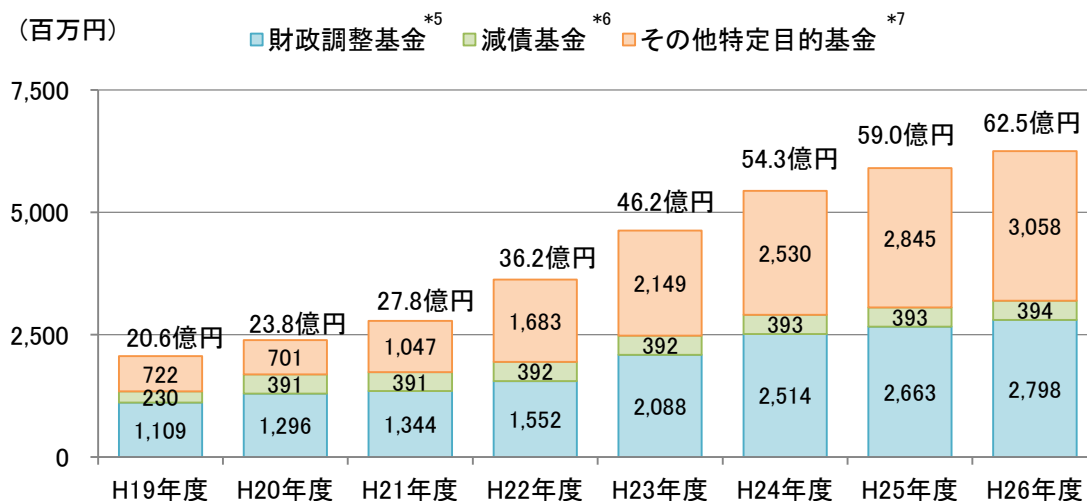


(3) 基金の推移

基金残高は、平成19年度から平成26年度までは増加傾向で推移しています。

今後は税収の大幅な増加が期待できない状況のなか、扶助費の増加が見込まれ、基金の取り崩しを余儀なくされるなど厳しい状況が予想されます。

図9 基金の推移



*5 財政調整基金：決算余剰金が多い時は積み立てし不足時には取り崩すなど、財源を調整し計画的な財政運営を行うための基金。

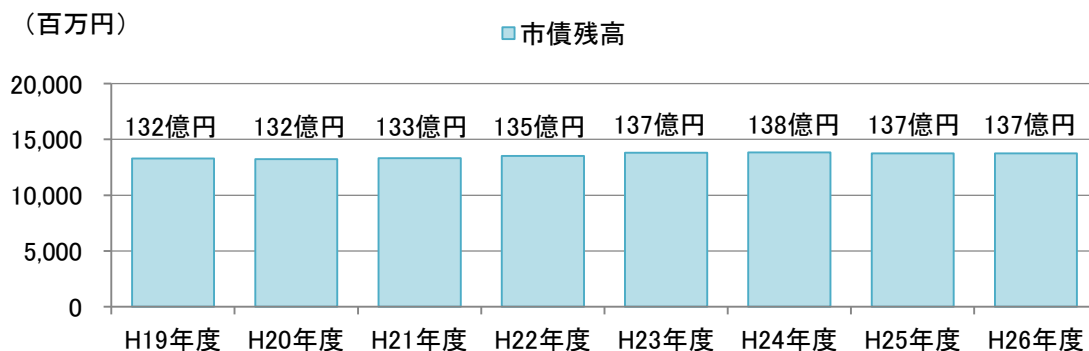
*6 減債基金：市債の償還を計画的に行うための基金。

*7 その他特定目的基金：大型公共施設の整備等、特定の目的を計画的に実施できるように積み立てた基金。

(4) 市債残高の推移

市債^{*8}残高は、平成19年度から平成26年度まで130億円台で推移しています。

図10 市債残高の推移



^{*8} 市債：市が資金調達のために行う債券の発行又は証書借入れによって負う金銭債務、または、これに係る金銭債務。

(5) 地方交付税の合併算定替・一本算定

「合併算定替」とは、市町村合併による普通交付税上の不利益を被ることのないように配慮された制度で、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障するものです。また、「一本算定」とは、合併後の新市（単一の自治体）として普通交付税を算定するものです。

合併算定替の適用期間は合併後10年間となっており、その後5年間は緩和期間とされ、合併算定替による普通交付税の増加分が段階的に縮減される予定です。なお、本市では平成19年度から平成26年度までの8年間で、合併算定替により加算された普通交付税額は約76億8千万円になります。

図11 合併算定替の段階的縮減イメージ

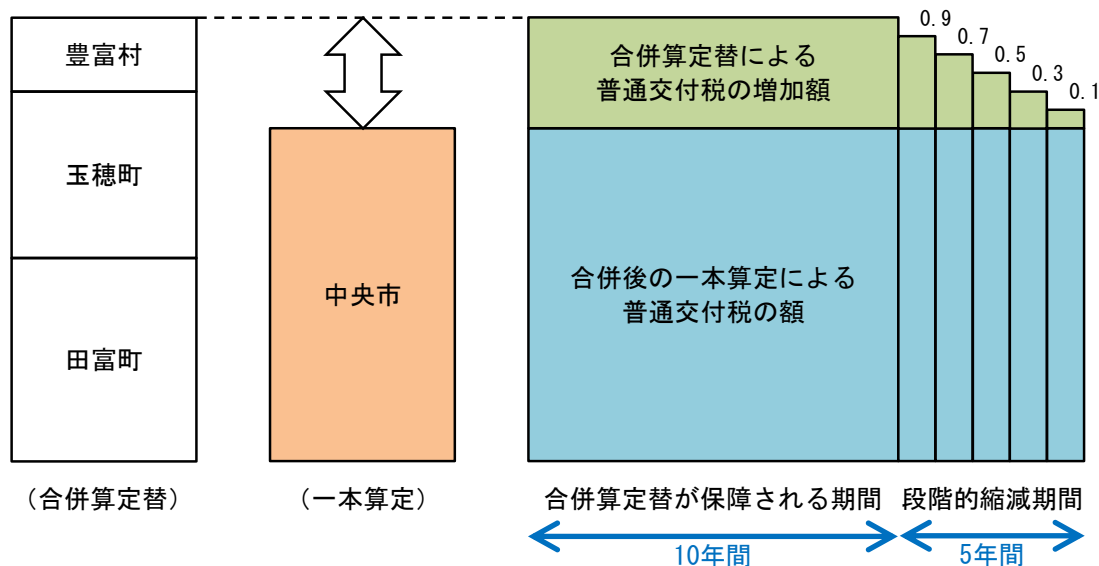


図 12 合併算定替の適用期間

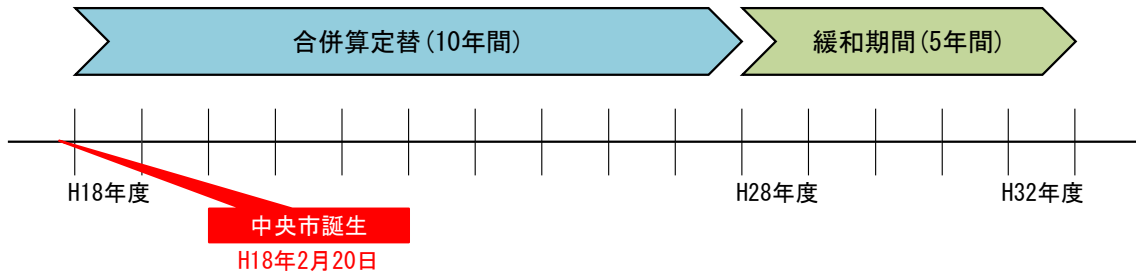
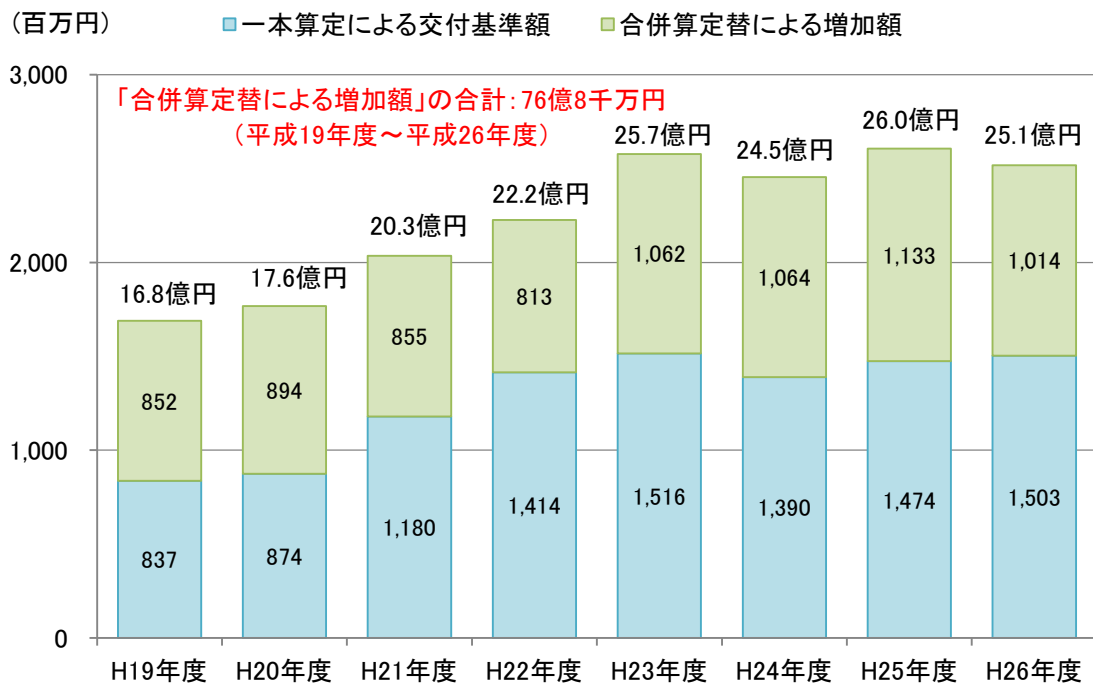


図 13 合併算定替及び一本算定による交付税等額の推移



第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

3-1 公共施設等の概要

本計画で対象とする公共施設等を、施設類型ごとに分類しました（表2-1、2-2）。

（1）公共施設等の分類

表2-1 建物施設

大分類	延べ面積（㎡）	割合	主な施設
市民文化系施設	6,164	5.4%	総合会館、公民館 等
社会教育系施設	4,659	4.1%	田富図書館、玉穂生涯学習館、豊富郷土資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	10,764	9.4%	田富市民体育館、玉穂B&G海洋センター、道の駅とよとみ 等
産業系施設	2,847	2.5%	ポンプ場、排水機場 等
学校教育系施設	46,035	40.1%	小中学校、共同調理場等
子育て支援施設	7,808	6.8%	保育園、児童館
保健・福祉施設	5,137	4.5%	田富福祉センター、玉穂勤労健康管理センター 等
医療施設	418	0.4%	豊富診療所
行政系施設	10,836	9.4%	庁舎、消防詰所、水防倉庫
公営住宅	13,420	11.7%	市営住宅
公園施設	683	0.6%	田富ふるさと公園、玉穂ふるさとふれあい広場 等
その他	2,301	2.0%	駐輪場、旧資料館 等
上水道付帯施設	989	0.9%	配水場、水源 等
下水道付帯施設	2,764	2.4%	排水処理施設

表2-2 インフラ施設

大分類	種別・延長・面積
道路	1級（幹線）市道・2級（幹線）市道・その他の市道・自転車歩行者道 2,137,939 ㎡
橋りょう	プレストレスト・コンクリート橋・鉄筋コンクリート橋・鋼橋・石橋・その他 15,280 ㎡
上水道・簡易水道	導水管・配水管 157,371 m
下水道（農業集落排水含む）	コンクリート管・塩ビ管・その他 146,287 m

(2) 建物施設の状況

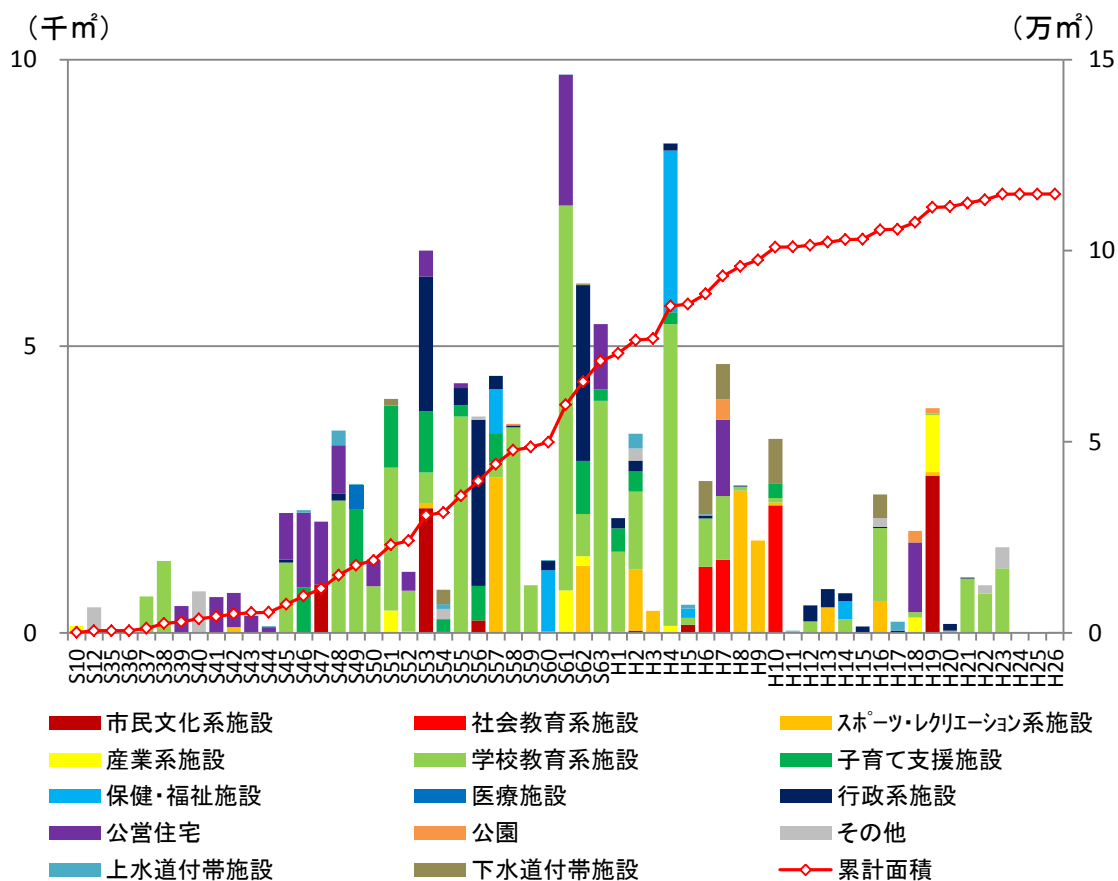
①建設年別の整備状況

建設年別の整備状況を見ると、昭和45年頃から昭和58年にかけて1年あたり平均約3千㎡増え続け、建設ピーク時の昭和61年から昭和63年の3年間では合計約2万1千㎡を整備しました。3年間に整備した主な建物は、玉穂中学校、田富庁舎、田富南小学校となります。

その後、平成元年から平成10年にかけて昭和40年代後半と同様に1年あたり平均約3千㎡を整備しました。

平成11年以降からは、それまでに比べ整備量の伸びは、鈍化傾向にあります。

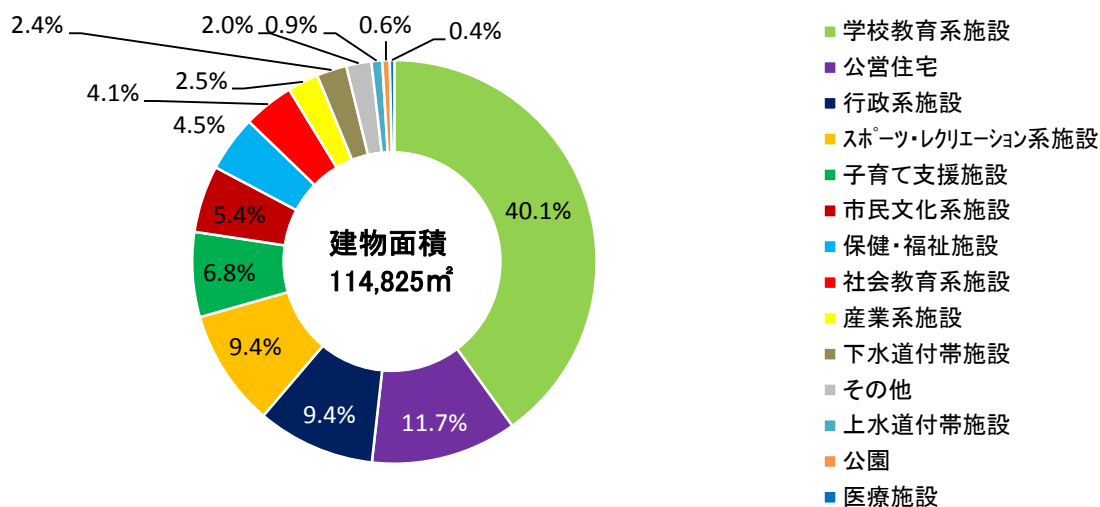
図14 建設年別の整備状況



②用途分類別の延床面積の状況

市が保有する施設の延床面積を用途分類別に見ると、学校教育系施設の46,035㎡(40.1%)が最も多く、次いで公営住宅、行政系施設の順となります。学校教育系施設と公営住宅を合わせると59,455㎡(51.8%)となり、全体の半数以上を占めています。

図 15 用途分類別の延床面積の割合



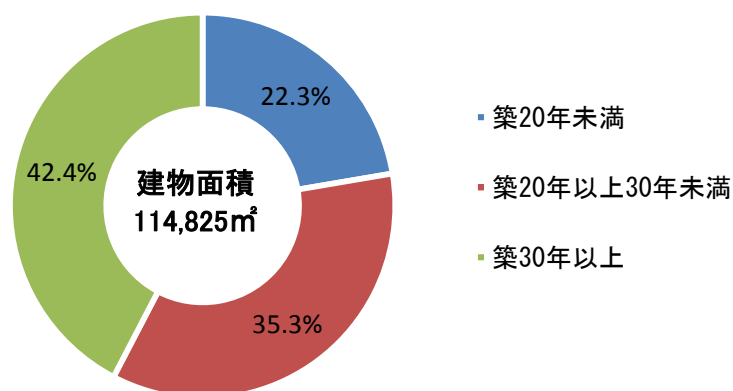
③老朽化の状況

本市が保有する建物施設の延べ面積（約 11 万 5 千 m²）を築年別にみると、築 20 年以上の建物施設が 89,188 m²で全体の 77.7%を占めています。その内訳は、築 30 年以上（老朽化が進行している）が全体の 42.4%、築 20 年以上 30 年未満（老朽化対策検討が必要）が 35.3%、築 20 年未満が 22.3%となっています。

表 3 築年数の状況

築年別	面積 (m ²)
築20年未満	25,637
築20年以上30年未満	40,559
築30年以上	48,629
合計	114,825

図 16 築年数の割合



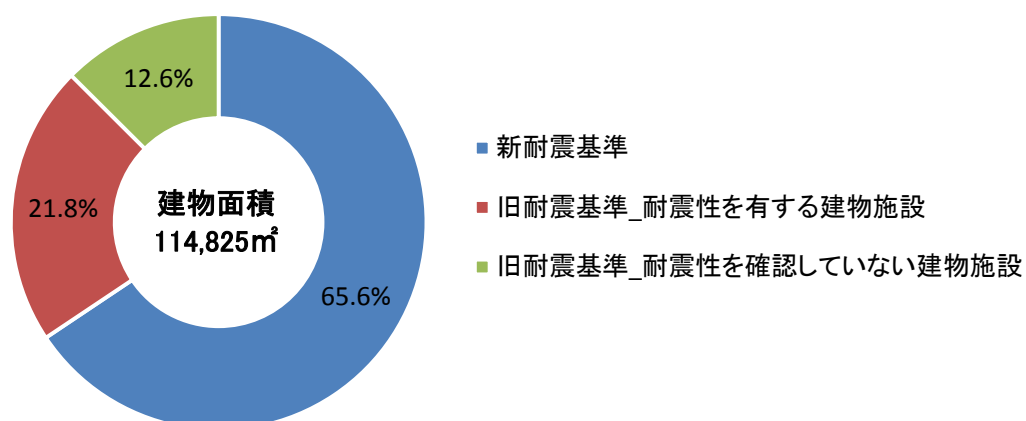
④耐震化の状況

市が保有する施設のうち、新耐震基準^{*9}で建設された建物は75,356㎡(65.6%)、旧耐震基準^{*10}で建設された建物は39,469㎡(34.4%)です。旧耐震基準で建設された施設の36.5%(全体の12.6%)が耐震性を確認していない建物施設^{*11}です。なお、耐震性を確認していない建物施設には、倉庫や機械室などの人が常駐しない建物も含まれています。

表4 耐震化の状況

耐震性	面積 (㎡)
新耐震基準	75,356
旧耐震基準_耐震性を有する建物施設	25,068
旧耐震_耐震性を確認していない建物施設	14,401
合計	114,825

図17 耐震化の割合



^{*9} 新耐震基準とは、昭和56年6月1日以降に工事着手した建物に適用されている基準のこと。

^{*10} 旧耐震基準とは、新耐震基準より以前の基準のこと。

^{*11} 耐震性を確認していない施設とは、法的に耐震診断を求められるか否かに係らず、耐震診断未実施の建物施設と、耐震診断の結果により耐震補強が必要であるが、耐震補強工事を済ませていない建物施設を示します。

(3) インフラ施設の状況

①道路

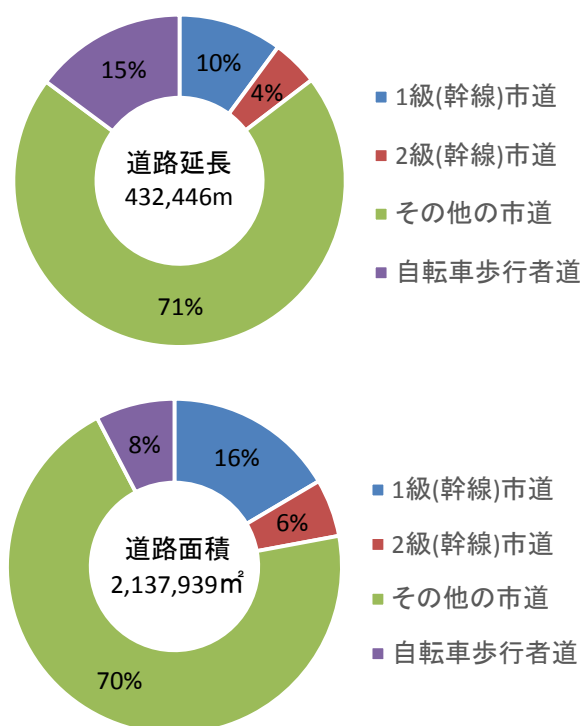
道路（市道等）の保有状況は、「一般道路」実延長 368,342m、道路面積 1,974,488 m²であり、「自転車歩行者道」実延長 64,104m、道路面積 163,451 m²となっています。

また、一般道路の詳細は以下のとおりであり、「1級(幹線)市道」*¹²は実延長 43,679m、353,001 m²、「2級(幹線)市道」*¹³は実延長 19,553m、118,831 m²、「その他の市道」は実延長 305,110m、1,502,656 m²となっています。

表5 道路の保有状況

種別	実延長 (m)	道路面積 道路部 (m ²)
1級(幹線)市道	43,679	353,001
2級(幹線)市道	19,553	118,831
その他の市道	305,110	1,502,656
自転車歩行者道	64,104	163,451
合計	432,446	2,137,939

図18 道路延長と道路面積の種別割合



*¹² 「1級(幹線)市道」とは、地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路で都市計画決定された幹線街路、主要集落(50戸以上)とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路等。

*¹³ 「2級(幹線)市道」とは、幹線1級市町村道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路で都市計画決定された補助幹線街路、集落(25戸以上)相互を連絡する道路等。

②橋りょう

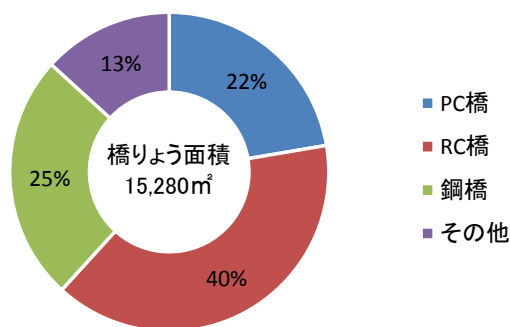
橋りょうの保有状況は、実延長2,356m、橋りょう面積15,280㎡となっています。

また、構造別には下図のとおりであり、「PC橋」*143,413㎡、「RC橋」*156,025㎡、「鋼橋」*163,819㎡、「その他」2,023㎡となっています。

表6 橋りょうの保有状況

構造	橋りょう面積(㎡)
PC橋	3,413
RC橋	6,025
鋼橋	3,819
石橋	0
その他	2,023
合計	15,280

図19 構造別における面積の割合



*14 「PC橋」とは、あらかじめ応力を加えたコンクリート材（プレストレスト・コンクリート）を使用した橋りょう。

*15 「RC橋」とは、主要部材に鉄筋コンクリートを使用した橋りょう。

*16 「鋼橋」とは、主要部材に鋼材を使用した橋りょう。

③上水道・簡易水道

上水道および簡易水道の保有状況は、実延長で導水管*17 7,730m、配水管*18 149,641m となっています。また、管径別には導水管300mm未満7,730m、配水管50mm以下8,230m、75mm以下54,755m、100mm以下34,054m、125mm以下413m、150mm以下34,900m、200mm以下15,151m、250mm以下1,501m、300mm以下637mとなっています。

表7-1 導水管の保有状況

管径(mm)	延長(m)
300 未満	7,730
300～500 未満	0
500～1000 未満	0
1000～1500 未満	0
1500～2000 未満	0
2000 以上	0
合計	7,730

表 7-2 配水管の保有状況

管径 (mm)	延長 (m)
50 以下	8,230
75 以下	54,755
100 以下	34,054
125 以下	413
150 以下	34,900
200 以下	15,151
250 以下	1,501
300 以下	637
合計	149,641

*17 「導水管」とは、深井戸からくみ上げた原水を配水場へ運ぶ管のこと。

*18 「配水管」とは、配水場から各家庭へ給水するために街路に埋設した水を送る管のこと。

④下水道（農業集落排水含む）

下水道の保有状況は、公共下水および農業集落排水を含めて総延長 146,287m となっています。また、管径別には表 8-1 のとおり～250mm 138,067m、251～500mm 6,791m、501～1000mm 1,429m となっています。

なお、管種別には表 8-2 のとおりコンクリート管 2,549m、塩ビ管 142,796m、その他 942m となっています。

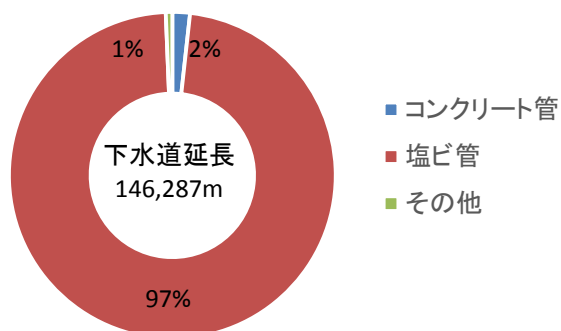
表 8-1 管径別延長

管径 (mm)	延長 (m)
～250	138,067
251～500	6,791
501～1000	1,429
合計	146,287

表 8-2 管種別延長

管種	延長 (m)
コンクリート管	2,549
塩ビ管	142,796
その他	942
合計	146,287

図 20 管種別における延長の割合



④公園

本市が保有する都市公園の開設面積 61,264 m²となっており、公園種別ごとでは、表 9 のとおり、「街区公園」 26,411 m²、「緑地公園」 15,531 m²、「近隣公園」 19,322 m²となっています。また、都市公園以外の公園の開設面積は 86,551 m²となっています。

表 9 公園施設状況

公園名	種別	開設面積 (m ²)
若宮第 1 公園(さくら公園)	街区公園	1,499
若宮第 2 公園(若宮公園)	街区公園	7,528
若宮第 3 公園(四季の花公園)	街区公園	2,501
阿原第 2 公園(相之田公園)	街区公園	721
成島 1 号公園	街区公園	2,628
成島 2 号公園	街区公園	1,577
下河東 1 号公園	街区公園	2,381
下河東 2 号公園	街区公園	2,501
山王川河川緑地	緑地公園	6,010
田富ふるさと公園	近隣公園	19,322
常永川河川緑地	緑地公園	9,521
鍛冶新居 1 号公園	街区公園	2,100
鍛冶新居 2 号公園	街区公園	2,974
玉穂ふるさとふれあい広場	—	*46,974
豊富シルクの里公園	—	11,237
農村公園	—	*28,520

*グラウンド面積含む

3-2 将来更新費用の試算

(1) 前提条件・試算方法

表9 建物施設の前提条件・試算方法

- 建替え更新年数は60年（日本建築学会「建築物の耐久性に関する考え方」による、普通品質の建物の耐用年数を採用します。）とします。
- 大規模改修実施年数は30年（耐用年数の半分とする一般的な考え方。）とします。
- 建替えは、現在の施設規模の維持を前提とし、統廃合による施設規模縮小は見込みません。
- 学校教育施設は建替え期間を2年程度と想定し、その費用を2か年度に振り分け、それ以外の施設は建替え期間を1年と想定し、その費用を単年度としています。
- 築30年を超える建物施設で、過去に大規模改修を実施していないものについては、今後10年以内に大規模改修を実施すると見込みます。これに要する費用の総額を10年で均等割りし、その額を平成27年から平成36年までに割り当てます。
- 既に大規模改修を済ませた建物施設については、大規模改修費を計上していません。
- 建物施設の更新及び大規模改修の単価は、公共施設更新費用試算ソフトに示された数値を参考に、これまでの実績を考慮し設定しています。

大分類	更新単価	大規模改修単価
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設（庁舎等）、上水道付帯施設、下水道付帯施設	39万円/㎡	25万円/㎡
産業系施設	36万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
子育て支援施設、保健・福祉施設	34万円/㎡	17万円/㎡
その他	34万円/㎡	10万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡
学校教育系施設	32万円/㎡	17万円/㎡
行政系施設（消防施設、その他行政系施設）、公園施設	32万円/㎡	10万円/㎡
医療施設	28万円/㎡	17万円/㎡

表 10 インフラ施設の前提条件・試算方法

共通	インフラ施設の更新単価は、公共施設更新費用試算ソフトに示された数値を参考に、これまでの実績を考慮し設定しています。
道路	更新年数は15年（舗装耐用年数10年と、一般的な供用寿命12～20年のそれぞれを踏まえ15年とし、全整備面積をこの15年で割った面積を毎年更新するものとします。）とします。 更新単価は4,700円/m ² （1級市道、2級市道、その他市道）、2,700円/m ² （自転車歩行者道）
橋りょう	更新年数は60年（法定耐用年数とします。整備年不明の橋りょうは、その全面積をこの60年で割った面積を、毎年更新するものとします。）とします。 更新単価は425千円/m ² （PC橋、RC橋、石橋、木橋、その他）、500千円/m ² （鋼橋）
上水道・簡易水道	更新年数は40年（法定耐用年数とします。簡易水道は整備年が不明なため、延長長さを、この40年で割った長さを毎年更新するものとします。）とします。 更新単価は120千円/m（導水管300mm以下、配水管300mm以下）
下水道 （農業集落排水含む）	更新年数は50年（法定耐用年数とします。）とします。 更新単価は124千円/m（コンクリート管、塩ビ管、その他）
公園	更新年数は40年（法定耐用年数とします。）とします。 大規模修繕実施年数は20年とします。 公園の更新単価は30千円/m ² 、大規模修繕の単価は10千円/m ² とします。

表 11 将来投資見込額の前提条件

将来投資見込額	平成21年度から平成26年度までの過去6年間に公共施設等に投資した実績額（1年あたり約13.3億円）を、今後とも維持できると仮定して将来投資見込額とします。 公共施設等に投資した実績額の内訳は、既存施設の大規模改修や建替え等に要した費用、新規に整備した費用、用地を取得した費用とします。
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 将来更新費用の試算結果

前提条件・試算方法により公共施設等に係る更新費用を試算した結果、更新費用は今後40年間で約1,282億円（1年あたり約32億円）となる見込みです。これは、将来投資見込額の約2.4倍に相当し、必要とされる更新費用に対し約751億円の不足が見込まれます。

建物施設に係る更新費用は、今後40年間で約456億円と見込まれます。その内訳は学校教育系施設が168億円で最も大きく、全体の約1/3を占めます。

インフラ施設に係る更新費用は今後40年間で約826億円と見込まれます。その内訳は下水道（農業集落排水含む）が293億円で最も大きく、全体の約1/3を占めます。

図21 40年間の更新費用の見通し
(億円)

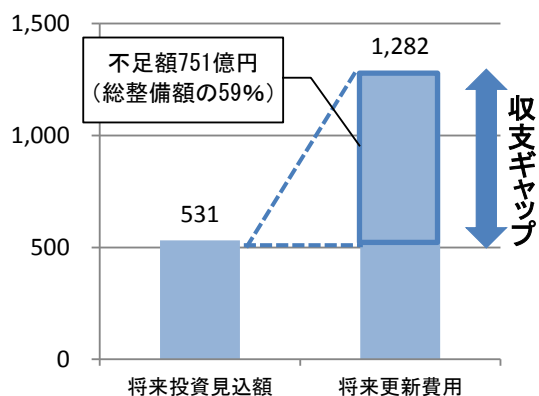


図22 更新費用の割合

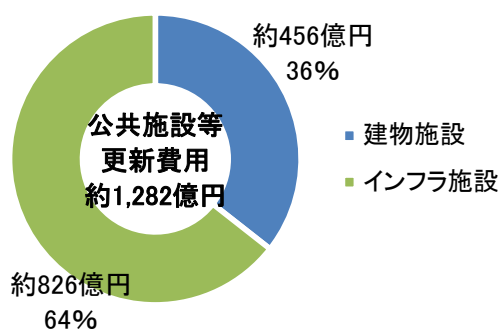


図23 公共施設等（建物施設・インフラ施設）の更新費用の見通し

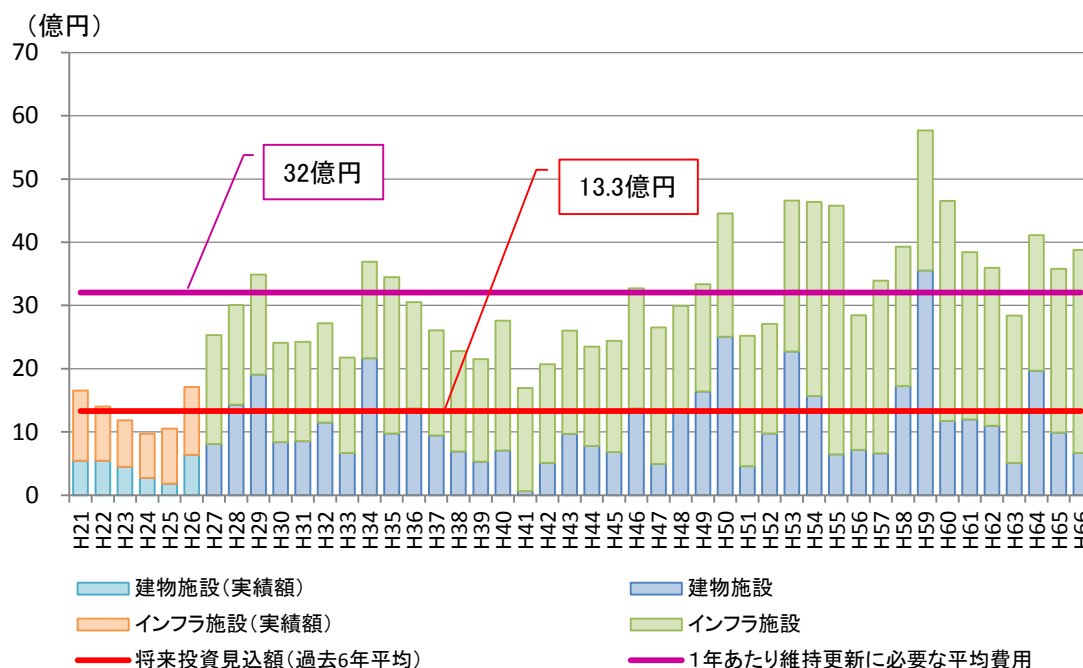


図 24 建物施設の更新費用の見通し

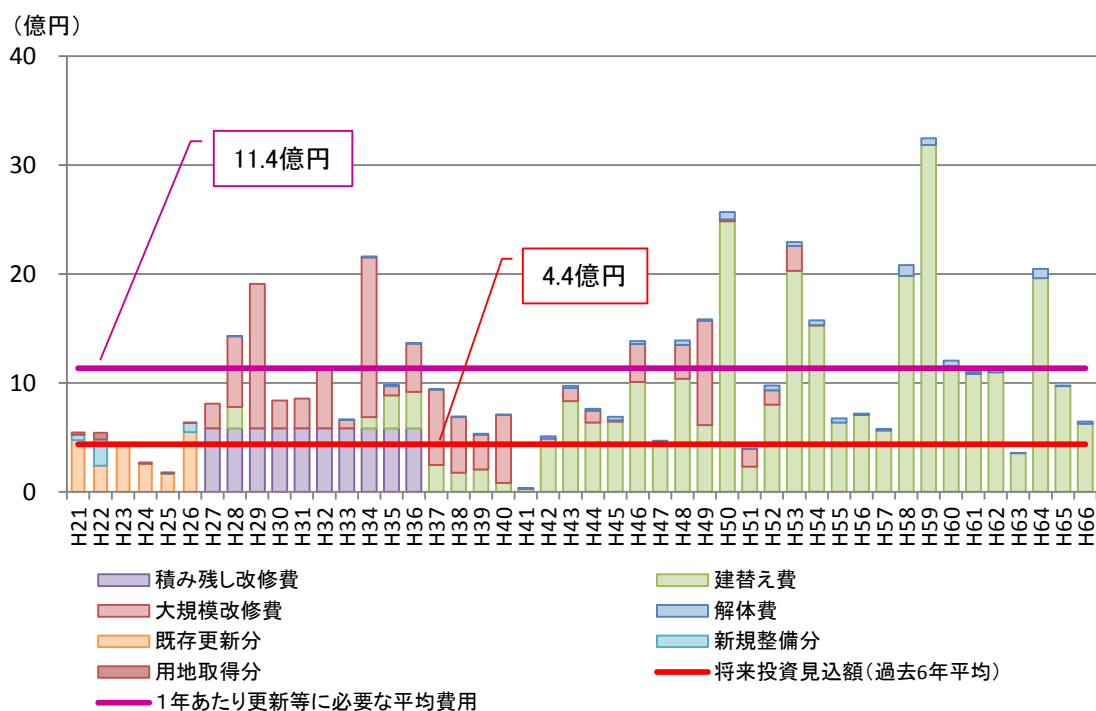
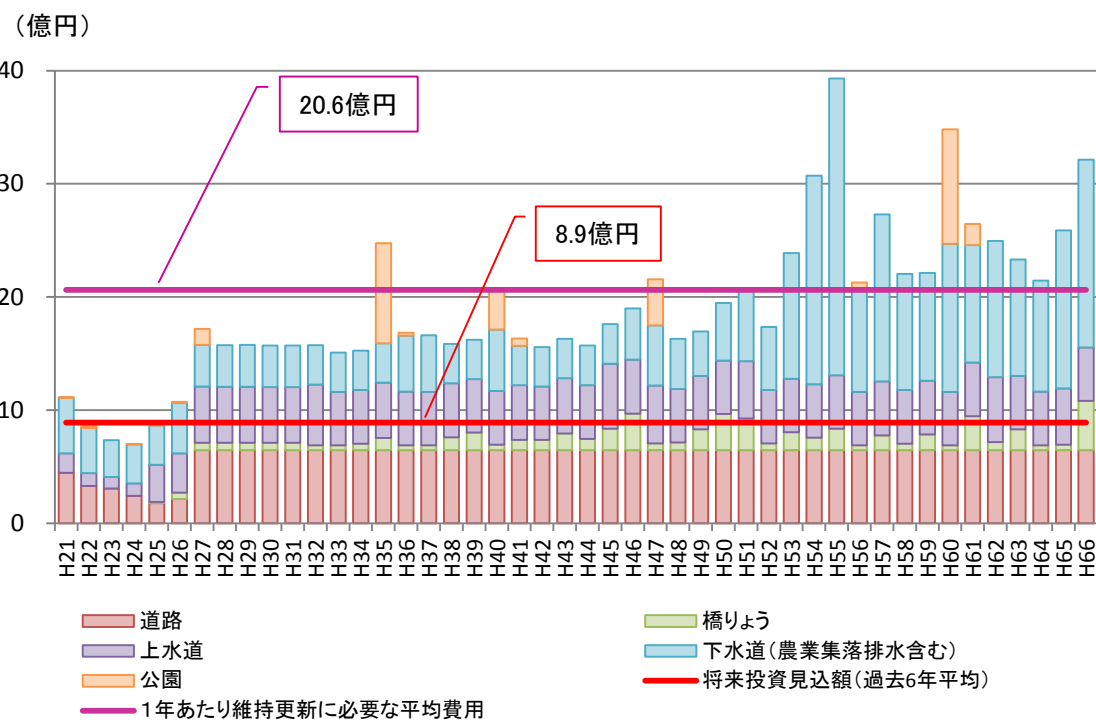


図 25 インフラ施設の更新費用の見通し



第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

4-1 公共施設等の現状と課題

(1) 公共サービス

建物施設では多くの公共サービスを提供していますが、その利用度や提供コストは様々であり、同じサービスを提供している施設であっても、利用状況は異なります。効率よく効果的に公共サービスを持続的に提供するために、公共サービスの必要性・妥当性、受益者負担の適正性やサービスの提供方法などの視点から、その質と量の検証が必要です。

(2) 全庁的な管理体制

公共施設等を適正に管理するには、全ての公共施設等の運営や維持管理に関する情報を一元的に共有・蓄積し、全体像を把握する必要があります。

建物施設の管理は、所管課ごとに実施していますが、所管課を横断して管理情報が共有化されていなく、施設保全基準の統一化や、利用需要に応じた使用調整が図りにくい状況です。また、建物施設とインフラ施設ともに、市全体の職員が減少しているなか、技術系職員不足と管理技術の高度化により、技術者確保と技術の習得・継承が課題となります。

(3) 財源の確保

保有する全ての公共施設等を、今後とも維持する場合の更新費用を試算すると、過去6年間に公共施設等に投資した実績額を今後とも維持できたとしても、年間あたり約18.7億円不足すると見込まれます。

生産年齢人口の減少に伴う経済活動の縮小による税収減、高齢化による医療や介護のための社会保障関連費の需要増により、一層厳しい財政状況が続くと見込まれ、公共施設等の更新財源の不足が懸念されます。

(4) 施設品質

建物施設は、昭和45年から平成4年にかけて集中的に整備されています。一般的に大規模改修が必要とされる築30年以上の施設が、平成26年度末時点では42.5%であり、10年後の平成36年度末には77.7%となる見込みです。今後は一層の老朽化の進行に伴う施設性能の低下や、社会的陳腐化^{*19}が懸念されます。

インフラ施設は、市民生活に直結しているため、老朽化の進行を抑えながら、安全性や快適性等のサービス水準の維持が課題となります。

^{*19} 社会的陳腐化：ニーズの変化等による機能不足

(5) 施設供給量

建物施設の保有面積は、これまで人口増加と右肩上がりの経済成長による税収増に支えられ増え続けてきました。今後、中長期的には、人口減少による施設利用者数の減少、少子化による学校教育系施設や子育て支援系施設等の余裕・余剰と、高齢化による福祉系施設の需要の高まりが見込まれ、人口構造の変化と公共サービスの需要変化に連動した施設供給量の調整が課題となります。

4-2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

(1) 施設共通

①公共施設等の情報公開

公共施設等のマネジメントを進めるには、市民の理解が不可欠であり、公共施設等が抱える課題や取組状況を、市民へわかりやすく情報提供します。

②公民連携

公共施設等の多くは、公が整備し維持管理・運営してきましたが、今後は、民間のノウハウ、技術力や資金調達力を活用し、財政負担の軽減と公共サービスの質の向上を目的とし、PPP/PFIの導入を事業特性や事業規模に応じて検討します。

③施設の長寿命化

これまで公共施設等は、不具合が発生してから対処する「事後保全型管理」を主としてきましたが、今後とも利用する公共施設等は、劣化が進行する前に修繕・改修を実施する「予防保全型管理」に転換し、長寿命化を図りながら、維持更新等に係る費用の縮減・平準化と安全性を確保します。

(2) 建物施設

①利用需要に応じた公共サービスの適正化

当面、大幅な人口減少は予測されていませんが、少子高齢化の進行が見込まれるため、利用需要を把握しつつ、新たな需要に留意し、公共サービスの質と量の適正化を図ります。

②施設評価による総量の適正化

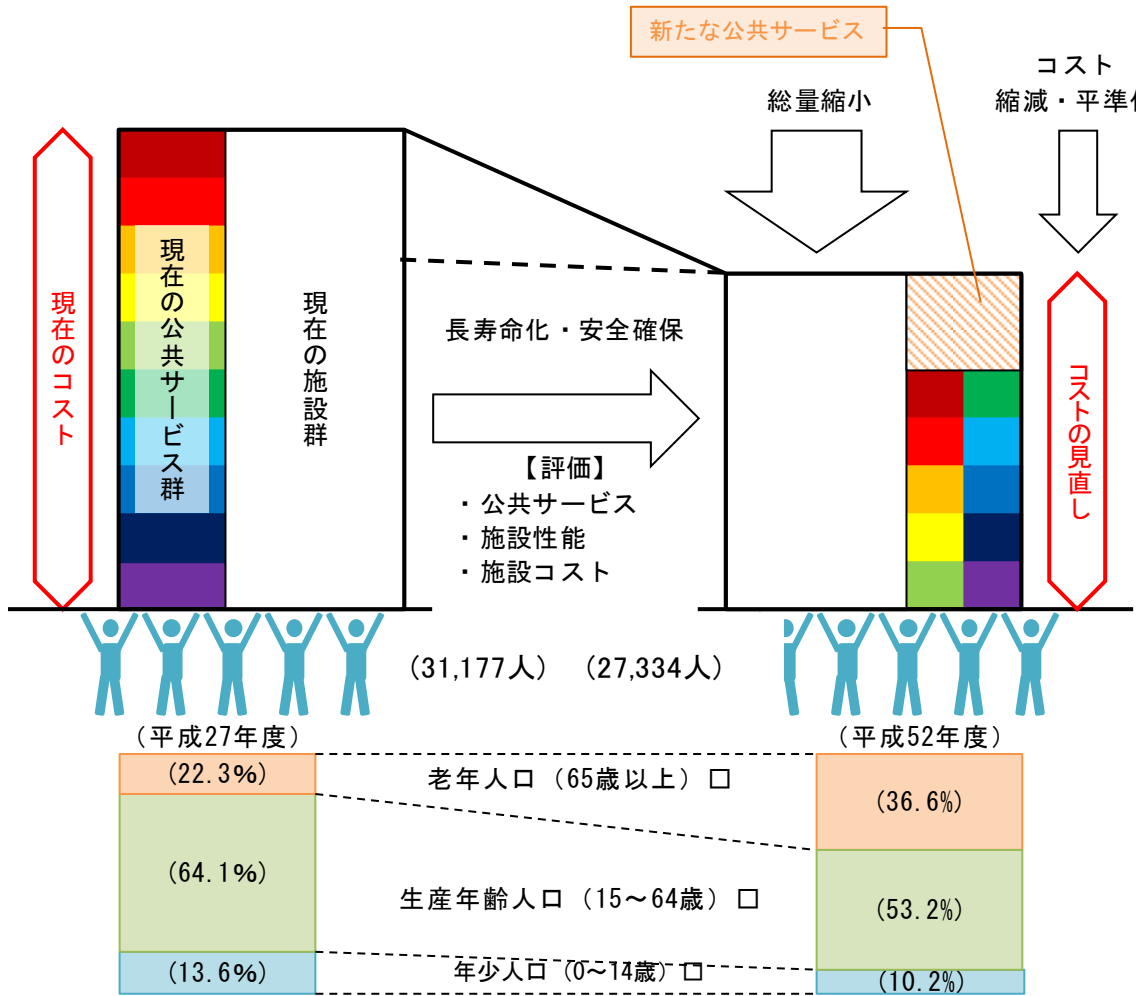
公共サービス、施設性能と施設コストから施設を評価し、財政状況を踏まえながら、施設の機能集約化、複合化及び廃止等により総量適正化に取り組みます。また、近隣自治体との広域連携により、サービス補完や相互利用による効率化なども検討します。

なお、機能集約化や複合化のために施設を増床する場合や新設する場合でも、原則、他の施設を廃止するなど総量縮小を図ります。

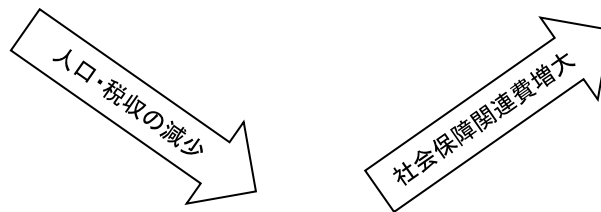
③まちづくりと連携した施設配置

上位計画である中央市長期総合計画と中央市都市計画マスタープランとの整合を図り、住みよさと豊かさを真に実感できるまちづくりの実現に向け、中央市の将来像やまちづくりの方向性に沿った建物施設配置に取り組みます。

図 26 建物施設の将来イメージ



※人口と人口構成は公表されている数値であり、計画期間とは一致しません。



凡例

色は公共サービスの質(種類)、大きさは公共サービスの量をイメージ

(3) インフラ施設

既存施設の有効活用と財政状況を踏まえた整備

老朽化対策の実施により、既存施設の最大限の活用を図りつつ、真に必要なインフラ施設については、整備・維持管理・修繕等の費用とストック効果^{*20}のバランスを検討し、財政状況を踏まえながら整備します。

*20 公共投資のストック効果とフロー効果

自治体の公共投資により整備、蓄積されたものが、社会資本（インフラストラクチャー）と呼ばれ、公共投資（社会資本）には、二つの効果があると考えられています。

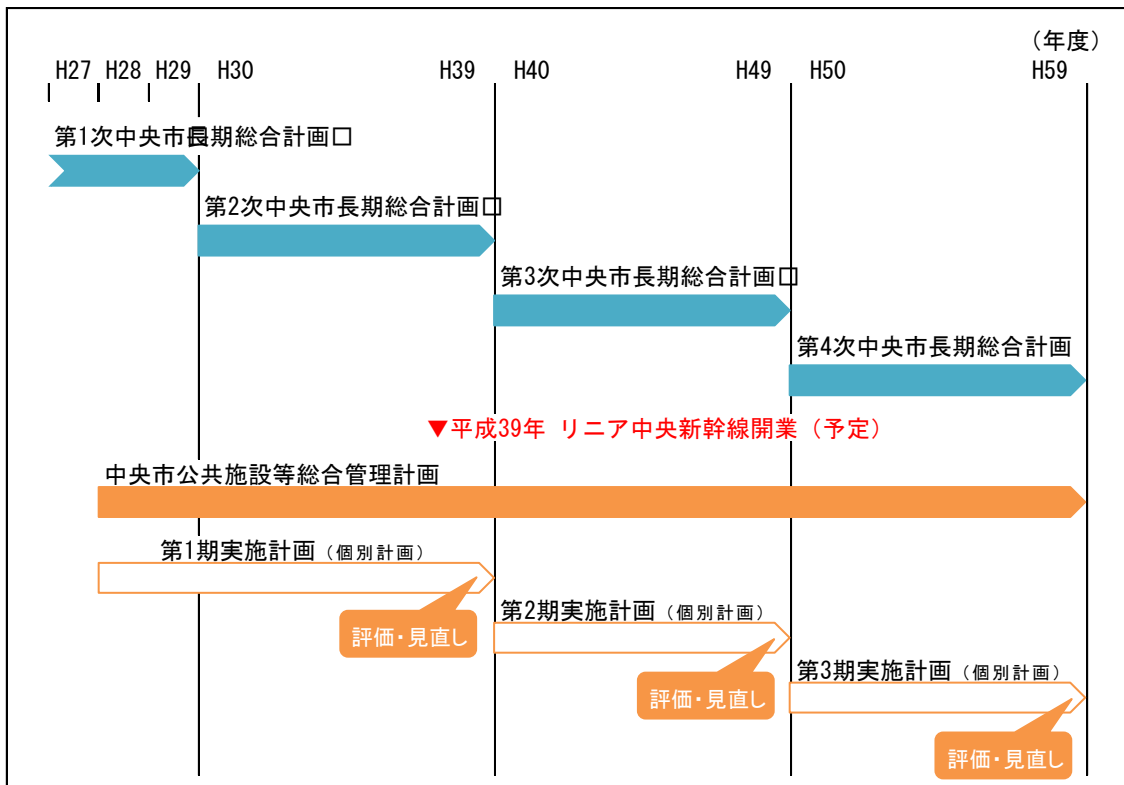
〈ストック効果〉 単年度だけでなく一定期間蓄積されて、市民生活の暮らしや社会活動の利便性や企業の生産活動の効率性を向上させる中長期的な効果のこと。

〈フロー効果〉 公共投資により生産、雇用及び消費等の経済活動が派生的に創出され、経済全体が拡大する短期的な効果のこと。

4-3 計画期間

公共施設等のあり方を検討するには、中長期的な視点が不可欠であり、今後30年の間に公共施設等の更新が集中し、その間にリニア中央新幹線開業による影響を受けることから、計画期間は、平成28年度から平成59年度までの32年間とします。計画期間が長期に渡り、進捗状況等を的確に把握する必要性と、上位計画である中央市長期総合計画との整合を図るうえで、全体の計画期間を3期に区分し、期末ごとに評価・見直します。なお、社会情勢や財政事情の変化などにより、必要に応じ適宜見直します。

図27 計画期間の位置づけ



4-4 数値目標の設定

(1) 建物施設の数値目標

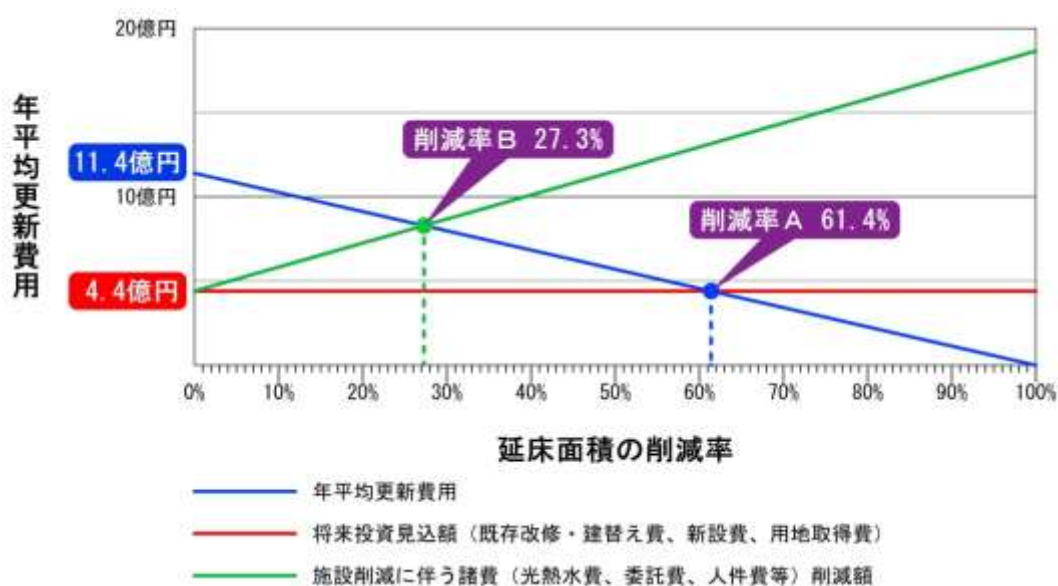
今後40年間で建物施設の更新に要する費用は、約456億円（年間約11.4億円）と試算され、将来投資見込額は、約174億円（年間約4.4億円）のため、約282億円（年間約7億円）が不足する見込みとなります。そこで、今後40年間で建物施設の総延床面積を28%削減することを目標とします。

なお、計画期間中の削減目標は、28%削減の8割（計画期間32年÷試算期間40年）である23%削減（ $\approx 28\% \times 0.8$ ）とします。

【目標値の考え方】

- ① 将来投資見込額で維持管理するためには、単純計算で61.4%（図28 削減率A）削減する必要があります。
- ② 建物施設の削減に伴い、併せて諸費（光熱水費、委託費、人件費等）も削減されるものと試算されます（削減率1%あたり約14,250千円）。このため、実際には建物施設を27.3%（図28 削減率B）削減することで、将来投資見込額と均衡が取れるものと見込まれます。

図28 更新費用と削減率のシミュレーション



縮減検討の基準となる総延床面積は、インフラ施設の上下水道に付帯する建物を除いた、平成27年3月末時点の111,072㎡とします。

(2) インフラ施設の数値目標

道路や橋梁などのインフラ施設は、一般的に施設量の縮減や廃止が困難であるため、維持管理等に要する経費の縮減・平準化と長寿命化による更新時期の延長を基本とします。

中央市橋梁長寿命化修繕計画では、「対処療法型管理」から「予防保全管理」に転換することにより、維持管理費は約 60%縮減すると予測しています。道路や上下水道等において、この計画と同等水準の検討は、現時点で困難であるため、個別計画策定時に数値目標を設定します。

4-5 公共施設等の管理に関する基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

〈共通〉

施設点検は、公共施設等を適正に維持管理するため日常的に行う点検、定期的に行う点検、地震や事故等で臨時に行う点検に区分のうえ実施します。なお、点検結果は履歴情報として記録し、次回点検と大規模改修や更新などを計画する際に活用します。

施設診断は、利用状況やコスト状況を調査分析し、公共施設等が効率的かつ効果的に運用されているかを把握するために適時実施します。

〈建物施設〉

建物施設の用途や規模によっては、法定検査の対象となる施設もあるため、点検内容との重複を避けるよう法定検査と点検の実施時期を揃えて対応します。また、定期点検のように専門性を要するものについては、有資格者による点検の実施を原則とし、一定レベル以上の点検を確実に実行します。

なお、日常点検については、市職員や指定管理者などが実施できるよう点検ガイドラインを整備します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

〈共通〉

中長期的に維持管理費の平準化を図りながら経費を縮減します。基本的な修繕は点検結果により適時実施し、大規模改修を含めた更新等はサービスニーズの変化、法令適合性、耐用年数、老朽化の程度に応じて総合的に判断したうえで実施します。

(3) 安全確保の実施方針

〈共通〉

点検により重大な損傷や欠陥を発見した場合には、バリケード等により立入禁止とすることや周辺住民への危険性の表示など応急措置を施し、速やかに改善措置を講じ、必要により施設の供用停止や用途廃止も含めて検討します。

衛生面に配慮が必要な施設は、必要に応じて立入禁止や家畜、ペットなどの動物も含めて侵入防止等の措置を施して事故防止に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

〈建物施設〉

平成 26 年度末時点で、耐震性が不足または未確認である施設は全体面積の 12.6%となります。これらの施設を継続利用する場合には、用途や老朽度及び利用状況などから耐震化の必要性を判断し、必要と判断した場合は、優先順位を定めて耐震診断や耐震改修を実施します。

〈インフラ施設〉

インフラ施設は、市民生活に不可欠な基盤施設であるため、各施設の耐震基準に応じて補強工事を実施します。ただし、財政面から全ての補強工事を実施することは困難であるため、重要度に応じて優先順位を定めたいえで実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

〈共通〉

一般的に故障や性能の低下などの不具合が生じてから対処する場合は、元の適正な状態に戻すために多くの費用を要すると言われています。また、必要とされる改修等を怠ると、機能性や安全性が低下して結果的に長期間使用することが難しくなります。

そこで、日常点検や定期点検などを徹底し、不具合が軽微な段階で対処する予防保全型管理への転換を推進し、施設の長寿命化を図ります。

なお、長寿命化に関する技術は日々進歩しているため、その方法等は適時採用することとします。

〈建物施設〉

予防保全型管理の対象となる既存の建物施設は、建物規模や建設年度およびライフサイクルコスト^{*21}の縮減が見込める施設とします。これらの施設については長寿命化に向けて、中長期保全計画書を作成し、修繕を計画的に実施します。

なお、新規施設に対しては原則すべて中長期保全計画書作成の対象とします。

^{*21} ライフサイクルコスト：建物の企画段階から施工・運営され、そして解体されるまでに掛かる費用のこと。

〈インフラ施設〉

全ての施設を一度に予防保全管理とするには多額の費用を要し、維持保全費の平準化が図れなくなります。そこで、重要度の高い施設から予防保全管理の維持管理へ転換します。

(6) 公共施設等の措置方針

〈建物施設〉

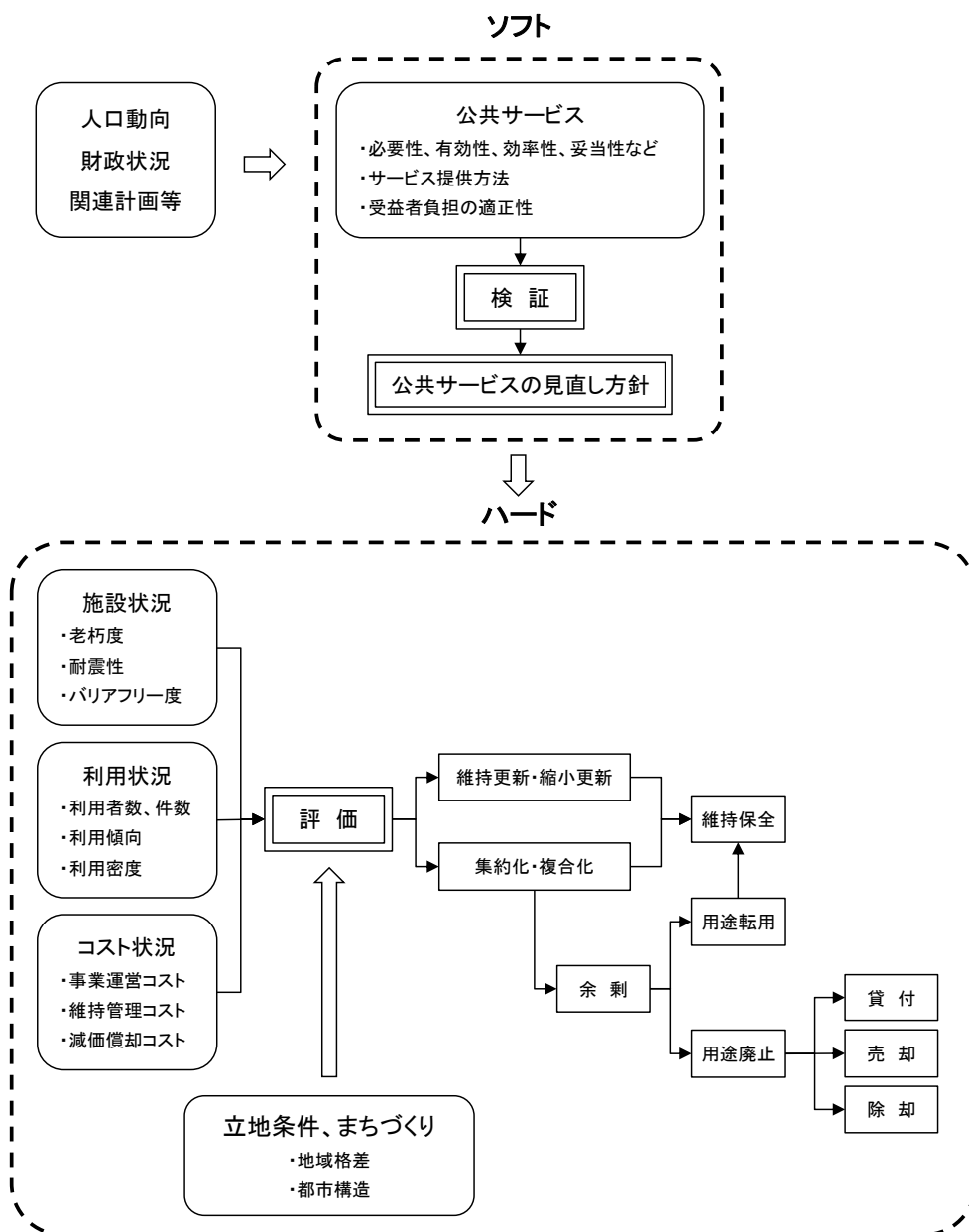
建物施設は、提供するソフト（公共サービス）とハード（施設）の両面を評価し、

総量の適正化に取り組みます。

はじめに、今後の人口動向（人口増減・人口構成・人口分布）、財政状況や関連計画等を踏まえながら、既存の各公共サービスの質と量のあり方を検証し、見直し方針を策定します。

次に、公共サービスの見直し方針を受け、建物施設は「施設状況」と「利用状況」及び「コスト状況」を評価し、立地条件やまちづくりの視点を考慮したうえで、「維持更新・縮小更新」、「集約化・複合化」、「用途転用・用途廃止」、「貸付・売却・除却」などの措置方針を決定します。

図 29 措置方針の流れ



①維持更新・縮小更新の基本的な考え方

既存施設が将来的にも必要であるものの、物理的に老朽化が著しい状態、市民ニーズに対応できない陳腐化した状態などの場合には、機能更新を図ります。

機能更新に際しては、大規模改修などにより対応する方法、既存施設を取り壊して適正規模に再建築する方法などを検討します。

②集約化・複合化の基本的な考え方

同じ公共サービスを持つ施設が複数ある場合には、老朽化状況や利用状況などを考慮して集約化や複合化を検討します。

集約化や複合化に際しては、既存施設を改修して必要機能を確保し、施設面積が不足する場合には、増築等により対応します。ただし、新施設を整備する方がライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化が図られる場合には、この限りとはしません。

なお、施設の立地条件は、利用者の通い易さや利用時間の自由度に影響を与えるため、その影響を緩和する方策も併せて検討します。

③用途転用・用途廃止の基本的な考え方

集約化や複合化などにより余剰となる施設は、市民ニーズに応じた施設への用途転用が必要であるかを検討します。この場合は、転用後の用途が消防法等の法規制に違反するものではないか、合法的な観点からも検討します。用途転用しない場合には用途廃止のうえ普通財産とします。

なお、単に「あるから使う」という考え方ではなく、機能の必要性や財政負担の現状などを総合的に判断します。

④貸付・売却、除却の基本的な考え方

用途廃止した施設は、施設を維持管理できる地区や民間に需要があれば貸付を行い、需要が無い場合には、財政状況の逼迫の程度、不動産市場の状況や土地の希少性等を判断し、売却を検討します。

なお、建物付の売却が困難な場合や、民間等の購入需要が無く施設を残すことにより危険性が增大する場合は、施設の除却を検討します。

〈インフラ施設〉

インフラ施設は、建物施設と異なり市民生活に直結しているため、廃止等することは困難です。また、災害時に市民生活が機能不全にならないための冗長性確保²²の観点から廃止等することは容易ではなく、インフラ施設の措置方針を検討する場合には、諸条件を考慮して慎重に判断します。

²² 冗長性：インフラ施設の冗長性：災害時などに一部施設の被災等が全体の機能不全につながらないよう、事前に交通網やライフラインを複数化することにより代替手段を確保する考え方。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

5-1 建物施設の基本方針

(1) 市民文化系施設

〈集会施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
田富総合会館	2,177	36	直営	-
玉穂総合会館	2,746	7	直営	○
豊富中央公民館	884	42	直営	○
農業者トレーニング研修センター(研修室)	216	33	その他	○
若宮自治会公会堂	141	21	その他	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市の集会施設は5施設、床面積の合計は約6,164㎡あり、6割の施設が築後30年以上を経過しています。
- 田富総合会館は、築後40年を迎えようとし、空調設備など様々な部位で老朽化が進み、安全面では耐震性が未確認な状況にあり、駐車場は狭く使い難いなど、多くの課題を抱えています。
- 玉穂総合会館は、集会施設の中で最も新しく、多くの市民が利用しています。そのため、和室は本来の貸室利用とは異なり、談話室のような使われ方をしています。
- 豊富中央公民館は、築後40年以上を経過し、施設の老朽化や耐震性の未確認などが課題です。
- 農業者トレーニング研修センター(研修室)は、当初の建設目的とは異なり、中央市農業振興公社が利用しています。

③マネジメント方針(第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針)

- 田富総合会館は、今後も継続利用するかを検討します。
- 豊富中央公民館は、施設の老朽化が進み、安全性の確保が難しいため、施設を売却し公民館機能を豊富庁舎へ移転します。

(2) 社会教育系施設

〈図書館〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
田富図書館	1,279	19	直営	-
玉穂生涯学習館	2,223	16	直営	-
豊富図書館(分館)	(※)	36	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

※豊富図書館(分館)の床面積は、豊富庁舎に含みます。

②現状と課題

- 本市の図書館は3施設、床面積の合計は約3,502㎡あり、田富図書館と玉穂生涯学習館は築後15年以上を経過し、豊富図書館は築後30年以上を経過しています。
- 田富図書館と玉穂生涯学習館は単独施設であり、豊富図書館は豊富庁舎に併設された複合施設です。
- 田富図書館と玉穂生涯学習館は、築後15年以上を経過し、老朽化に伴う空調設備等の故障が課題です。

③マネジメント方針(第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針)

- 各種設備の老朽化が進み始めているため、長寿命化に向けた修繕や改修等の計画を立てるとともに、多くの市民に利用してもらえよう、読書環境の充実を図ります。

〈博物館等〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
豊富郷土資料館	1,157	20	指定管理	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市の博物館等は1施設、床面積の合計は約1,157㎡あり、築後20年以上を経過しています。
- 豊富郷土資料館は、郷土の歴史・民俗・文化等に関する資料を収集・保管・展示する目的で設けられ、指定管理者により運営されています。

③マネジメント方針(第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針)

- 各種設備の老朽化が進み始めているため、長寿命化に向けた修繕や改修等の計画を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

〈スポーツ施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
田富市民体育館	1,582	32	直営	-
農業者トレーニング研修センター(アリーナ)	1,133	32	直営	○
田富市民プール	1,457	24	直営	-
玉穂B&G海洋センター	1,206	27	直営	-
与一弓道場	294	17	指定管理	-
浅利弓道場	101	47	直営	-
豊富農村広場	78	36	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市のスポーツ施設は7施設、その内訳は、体育館とプールと弓道場が各2施設、グラウンドが1施設あります。床面積の合計は約5,851㎡あり、約6割の施設が築後30年以上を経過しています。
- 田富市民体育館は、リニア中央新幹線整備に伴う田富北小学校の移転候補地の一つとなっています。
- 田富市民プールと玉穂B&G海洋センターは築後20年以上を経過しているため、老朽化が進行し、利用者数や利用コストがそれぞれ倍近く異なり課題となっております。なお田富市民プールは、現在、田富北小学校プールが故障しているため、学校プールとしても利用されています。
- 与一弓道場は県内外の人々に幅広く利用され、浅利弓道場は主に体育協会の活動に利用されています。そのうち浅利弓道場は築後50年を迎えようとし、将来的な施設の更新が課題です。
- 農業者トレーニング研修センター(アリーナ)は、地域の社会体育活動の場として利用されていますが、築後30年以上を経過し、施設の老朽化が進行しています。

③マネジメント方針(第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針)

- 今後とも利用し続ける施設は、長寿命化に向けた修繕や改修等の計画を検討します。
- プール及び弓道場は、施設が重複しているため、今後の在り方等について検討します。
- 農業者トレーニング研修センター(アリーナ)は、老朽化が進行していることから、他の施設等への機能集約を検討します。

〈レクリエーション系施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
シルク工芸館ふれあい館シルクふれんどりい	1,756	18	指定管理	-
道の駅とよとみ	2,540	18	指定管理	-
田富農産物直売所	617	10	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市のレクリエーション系施設は3施設、床面積の合計は約4,913㎡あり、いずれも築後20年未満です。
- 道の駅とよとみは指定管理者が運営し、田富農産物直売所は直営により運営しています。施設の老朽化対策や、人々を惹きつけ続ける魅力的な改修など、将来必要となる財源の確保が課題です。
- シルク工芸館ふれあい館シルクふれんどりいは、宿泊施設と入浴施設および体験施設を有し、指定管理者が運営しています。宿泊施設は、県外利用者の占める割合が多く、春や夏のシーズンでは、隣接弓道場の利用者が宿泊することもあります。築後20年を迎えようとし、風呂場などの水回りの劣化が進行しています。また、温泉源からお湯を給水車で運んでいますが、老朽化した給水車の更新も課題です。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 市外からの利用者も多い集客施設であることから、安全性を確保しながら魅力の高い施設として維持管理する方法を検討します。
- 本市には、シルク工芸館ふれあい館シルクふれんどりいの他に、豊富健康福祉センターや田富福祉公園コミュニティセンターにも入浴施設があり、重複した類似施設については、市の規模に見合った適正規模・適正配置を検討します。

(4) 産業系施設

〈産業施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
浅利揚水機場	21	37	直営	—
大田和用水ポンプ場	16	34	直営	—
高部地区排水機場	126	22	直営	—
宇坪排水機場	560	38	直営	—
東花輪川排水機場	270	8	直営	—
大田和農業振興施設	990	7	直営	—
大鳥居柵田共同飼育施設	741	28	直営	—
堆肥置場	123	79	直営	—

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市の産業施設は、揚排水機場等が 5 施設、農作業関連施設が 3 施設あります。床面積の合計は約 2,847 ㎡あり、5 割の施設が築後 30 年以上を経過しています。
- 揚水機場は、水不足による農作物などに発生する干害を防ぐために設けられています。排水機場は、大雨や洪水時に湛水するのを未然に防止し、流域の浸水被害を軽減するために設けられています。
- 揚排水機場の上部構造は全て耐震性があり、下部構造については今後診断を行う予定です。
- 大田和農業振興施設は、民間事業者の苗付け場として貸し出しています。
- 大鳥居柵田共同飼育施設は、中央市農業振興公社が農家へ貸し出す農機具の保管を目的に利用しています。

③マネジメント方針（第 4 章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 施設を適正に維持管理するための長寿命化計画を策定し、維持管理コストの縮減や安全確保に努めます。
- 大鳥居柵田共同飼育施設は老朽化が進んでおり、農業従事者数の減少が将来的に見込まれる場合は、除却等を含め運営形態の見直しを検討します。

(5) 学校教育系施設

〈学校〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
田富北小学校	3,942	31	直営	○
田富小学校	6,004	41	直営	○
田富南小学校	4,339	26	直営	○
玉穂南小学校	5,326	22	直営	○
玉穂南小学校下河東分校	63	31	直営	-
三村小学校	6,162	38	直営	○
豊富小学校	4,023	52	直営	○
田富中学校	7,178	44	直営	○
玉穂中学校	7,350	28	直営	○
玉穂中学校下河東分校	34	31	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市の小学校は6校、中学校は2校、床面積の合計は約44,421㎡あり、約6割が築後30年以上を経過しています。(床面積は給食室を除く)この他に、山梨大学医学部附属病院内に小学校と中学校の分校があります。
- 小学校は、学校により児童一人あたりの床面積にバラつきがあり、児童数の偏りを解消するために学区再編が課題となります。
- 施設の中には、大規模改修資格年度を超過した建物が複数あり、課題となっています。また、国の補助を受ける改修工事は、改修周期が定められており、建物部位によっては改修時期が合わなく、結果的に不具合箇所の拡大を招く場合があります。
- リニア中央新幹線整備に伴い、田富北小学校は移転を必要としています。

③マネジメント方針(第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針)

- 老朽化が進行した施設が多いことから、安全性を確保した維持管理に努めます。
- 児童生徒数と施設環境の不均衡が生じないように、児童生徒数の推移を見ながら学区再編を検討します。
- 施設は20年毎の大規模改修の実施を基本とし、建物の長寿命化を図ります。
- 田富北小学校は、リニア中央新幹線整備スケジュールを考慮しながら、移転候補地や施設規模を検討します。
- 豊富小学校は、築後50年以上が経過し、建て替えを予定しています。

〈その他教育系施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
田富小・中学校給食室	230	37	直営	-
田富北小学校(給食室)	161	31	直営	-
田富南小学校(給食室)	170	26	直営	-
玉穂学校給食共同調理場	409	28	直営	-
豊富小学校(給食室)	644	19	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市のその他教育系施設は5施設、床面積の合計は約1,614㎡あり、8割の施設が築後20年以上を経過しています。
- 田富地区と豊富地区の調理場は、自校方式を採用しており、玉穂地区は1か所に集約したセンター方式を採用していますが、いずれの施設も老朽化が進み課題となっています。また、文部科学省の学校給食衛生管理基準が求めているドライシステムに対応した調理場がなく衛生面での課題も抱えています。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 調理場は効率的な運営を図るために、センター方式として一か所に集約し、災害時の役割として、炊き出し等の機能を有した施設として整備します。また、既存施設については、配膳施設として建て替えを含め、規模縮小を検討します。

(6) 子育て支援施設

〈保育施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
田富北保育園	511	32	直営	-
田富第一保育園	1,084	38	直営	-
田富第二保育園	794	43	直営	-
田富第三保育園	1,069	36	直営	-
玉穂保育園	1,144	40	直営	○(福祉)
豊富保育園	616	27	直営	○

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

※○(福祉)は、福祉避難所を示します。

②現状と課題

- 本市の保育施設は6施設、床面積の合計は約5,218㎡あり、約8割の施設が築後30年以上を経過しています。
- いずれの施設も老朽化が進んでいますが、田富第一保育園を除き、大規模改修は実施されていません。
- 共働き世帯の増加により、未満児(0~2歳児)預かりの需要は高まる傾向にありますが、保育士確保と保育スペース確保が難しいなど、受け入れ体制の整備が課題です。
- 田富第三保育園は、他の保育園に比べ、定員に対する充足率が常に低く課題です。

③マネジメント方針(第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針)

- 老朽化が進行した施設が多いことから、安全性を確保した維持管理に努めます。
- 少子化に伴う充足率の変化や需要の変化を考慮して、老朽化対策を行いながら、統廃合や運営形態を含めて検討し、保育園の適正規模・適正配置を図ります。
- 未満児保育のニーズに対応できるよう、受け入れ態勢の見直しを検討します。

〈幼児・児童施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
田富杉の子児童館	205	25	直営	-
田富すみれ児童館	253	16	直営	-
田富中央児童館	223	36	直営	-
田富つくし児童館	206	22	直営	-
田富ひばり児童館	196	33	直営	-
田富ひまわり児童館	409	33	直営	-
田富わんぱく児童館	197	34	直営	-
玉穂西部児童館	200	25	直営	-
玉穂中央児童館	307	27	直営	-
玉穂北部児童館	202	26	直営	-
豊富児童館	192	24	直営	-
豊富保健センター(放課後児童クラブ)	(※)	29	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

※中央市立豊富保健センター(放課後児童クラブ)の床面積は、中央市立豊富保健センターに含みます。

②現状と課題

- 本市の幼児・児童施設は11施設、床面積の合計は約2,590㎡あり、9割の施設が築後20年以上を経過しています。
- 一部の児童館は、放課後児童クラブを併設しています。この他に、放課後児童クラブのみに利用されている施設が1施設あります。
- 築後30年を経過した田富中央児童館、田富ひばり児童館、田富ひまわり児童館、田富わんぱく児童館は、施設の老朽化が課題です。
- 児童館では、本来の児童サービス以外に、毎週火曜日(午前10時～正午)に、地域高齢者のための「いきいきふれあい広場」を児童厚生員のもと開催しています。この他に、毎週木曜日(午前10時～正午)に、「親子ふれあい広場」も実施しています。
- 田富中央児童館は、田富総合会館の中にありますが、手狭のため、現在、同じ敷地内にプレハブの児童館を建設して、対応を図っています。
- 玉穂中央児童館は、敷地の一部がリニア中央新幹線と重なるため、玉穂庁舎へ機能移転を検討します。
- 豊富地区の放課後児童クラブは、もともと豊富中央公民館を利用していましたが、耐震性未確認と老朽化により危険のため、豊富保健センターを利用しています。
- 玉穂西部・北部児童館は、民地を借りていることから、毎年借地料が発生しています。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 各種設備の老朽化が進み始めているため、今後とも利用し続ける施設は、長寿命化に向けた修繕や改修等の計画を検討します。
- 施設の老朽化と利用状況を照らし合わせながら施設集約し、児童館機能の充実を図ります。
- 豊富地区の放課後児童クラブは、豊富庁舎へ活動の場を移す検討をします。

(7) 保健・福祉系施設

〈高齢福祉施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
田富福祉公園コミュニティセンター	1,583	22	直営	-
田富福祉センター	658	29	直営	○(福祉)
浅利川ふれあい館	101	12	直営	○
大鳥居ふれあいプラザ	210	12	直営	○
豊富健康福祉センター	1,401	22	直営	○(福祉)

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

※○(福祉)は、福祉避難所を示します。

②現状と課題

- 本市の高齢福祉施設が5施設、床面積の合計は約3,954㎡あり、6割の施設が築後20年以上を経過しています。
- 田富福祉公園コミュニティセンターと豊富健康福祉センターは、大規模改修が必要な時期に差し掛かっています。特に、浴場等の水廻りの老朽化に伴う不具合箇所が多くありますが、予算の制約から事後対処的に修繕している状況です。
- 大鳥居ふれあいプラザと浅利川ふれあい館は、地区集会所としての利用が大半です。光熱水費は市の負担となっており、他の地区集会所では、光熱水費を地区が負担しているため、公平さに欠け課題となっています。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 田富福祉センターは、統合庁舎整備に伴い除却し、福祉関連施設への移転を検討します。
- 入浴施設の利用料金は、周辺自治体の同種施設に比べ安価であり、適正な維持保全に向けて利用料金の見直しを検討します。
- 大鳥居ふれあいプラザと浅利川ふれあい館は、公平性を確保するため、受益者負担の適正性について見直しを検討します。

〈保健施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
玉穂勤労健康管理センター	771	32	直営	○(福祉)
豊富保健センター	412	29	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

※○(福祉)は、福祉避難所を示します。

②現状と課題

- 本市の保健施設は2施設、床面積の合計は約1,183㎡あり、築後20年以上を経過しています。
- 玉穂勤労健康管理センターは、総合健診や健康相談、妊婦相談など各種健康事業を総合的に行う拠点施設です。
- 豊富保健センターでは、年に数回、検診が行われていますが、通常は豊富地区の放課後児童クラブとして利用されています。
- 玉穂勤労健康管理センターは大規模改修を済ませていますが、豊富保健センターは築後30年を迎えようとし、施設の老朽化が課題です。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 玉穂勤労健康管理センターは、長寿命化に向けた修繕や改修等の計画を検討します。
- 豊富保健センターは、その機能を玉穂勤労健康管理センターへ集約する方向で検討します。

(8) 医療施設

〈医療施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
豊富診療所	418	40	その他	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市の医療施設は1施設、床面積は約418㎡、築後30年以上を経過しています。
- 市民の健康保持に必要な医療施設を提供するため、豊富診療所を設けています。診療所の開設当時は、地域に医療施設が少なく、住民サービスとして合併前の豊富村が内科・歯科診療所として整備しましたが、内科は廃業し、その後は歯科診療所となっています。現在では近隣に医療施設があり、利用者数は減少傾向にあります。
- 築後40年以上を経過し、施設の老朽化が課題です。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 施設の老朽化のため利用に支障をきたす状況となった場合は、建替えせずに除却とします。

(9) 行政系施設

(庁舎等)

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
市役所田富庁舎	3,324	27	直営	-
市役所玉穂庁舎	3,289	33	直営	-
市役所豊富庁舎	2,382	36	直営	○

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市の庁舎等は3施設、床面積合計は約8,995㎡あり、いずれも築後20年以上を経過しています。
- 行政機能は、田富庁舎に議会、総務、教育の各関連部門、玉穂庁舎に市民、保健福祉、建設の各関連部門、豊富庁舎に農政観光部門と、3庁舎に分散させ運営されています。
- 中央市庁舎整備基本構想（平成26年3月策定）に基づき、平成27年度に中央市庁舎整備基本計画を策定しました。
- 庁舎統合による玉穂庁舎及び豊富庁舎の余剰スペースの利活用については、支所との複合化を検討する必要があります。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 庁舎は多くの市民が利用するとともに、災害時の災害対策拠点ともなることから、安全性の確保に重点を置き維持管理します。
- 中央市庁舎基本計画の策定を経て、統合庁舎および各支所の基本設計・実施設計を進めます。
- 統合庁舎により玉穂庁舎は、支所機能と少子化対策・子育て支援の拡充に向け、子育て支援を拠点とした複合施設を基本とし、その他のスペースを勘案する中で、他の利活用策についても検討します。
- 豊富庁舎は、支所機能と豊富中央公民館の代替機能、図書館機能を併せた複合施設を基本とし、その他のスペースを勘案する中で、他の利活用策についても検討します。

〈消防施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
消防団消防車庫	125	25	直営	-
消防団田富第1分団第1部	11	34	直営	-
消防団田富第1分団第2部	11	44	直営	-
消防団田富第1分団第3部	13	14	直営	-
消防団田富第1分団第4部	117	41	直営	-
消防団田富第1分団第5部	15	18	直営	-
消防団田富第1分団第13部	12	44	直営	-
消防団田富第2分団第12部	13	14	直営	-
消防団田富第2分団第6部	11	44	直営	-
消防団田富第2分団第7部	12	34	直営	-
消防団田富第2分団第8部	19	1	直営	-
消防団田富第3分団第10部	99	6	直営	-
消防団田富第3分団第11部	103	44	直営	-
消防団田富第3分団第14部	17	34	直営	-
消防団田富第3分団第9部	42	34	直営	-
消防団玉穂第1分団第1部	15	13	直営	-
消防団玉穂第1分団第2部	19	6	直営	-
消防団玉穂第1分団第4部	18	5	直営	-
消防団玉穂第1分団第5部	22	12	直営	-
消防団玉穂第1分団第6部	23	24	直営	-
消防団玉穂第2分団第10部	16	14	直営	-
消防団玉穂第2分団第11部	19	12	直営	-
消防団玉穂第2分団第12部	24	24	直営	-
消防団玉穂第2分団第7部	32	24	直営	-
消防団玉穂第2分団第8部	60	24	直営	-
消防団玉穂第2分団第9部	18	34	直営	-
消防団豊富第1分団第1部	38	14	直営	-
消防団豊富第1分団第2部	41	14	直営	-
消防団豊富第2分団第3部	28	14	直営	-
消防団豊富第3分団第5部	124	44	直営	-
消防団豊富第3分団第6部	37	34	直営	-
田富コミュニティ防災センター	230	32	直営	-
田富防災会館	400	13	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市の消防施設は 33 施設、床面積の合計は約 1,785 m²あり、約 6 割の施設が築後 20 年以上を経過しています。
- 国などからは、地域防災力の強化を求められているなか、老朽化した消防車輛の更新が財源不足により困難となっていて、消防団の部の統合や消防車輛の統合等を検討しなければならない状況にあります。老朽化した車庫や詰所などの更新は、この消防車輛の更新と連動した検討が必要となります。
- 田富コミュニティ防災センターは、田富第 2 分団ポンプ車の車庫や防災用品を保管するための倉庫として利用していて、この他に施設の 2 階を商工会に貸し出しています。

③マネジメント方針（第 4 章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 消防施設は比較的小規模で建物の数が多いため、劣化・損傷が発生した都度、状況を見ながら修繕を図ります。

〈その他行政施設〉

①施設概要

施設名称	床面積 (m ²)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
浅利水防倉庫	12	22	直営	-
角川水防倉庫	12	22	直営	-
臼井水防倉庫	33	33	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市のその他行政施設は 3 施設、床面積の合計は約 56 m²あり、いずれも築後 20 年以上を経過しています。
- 水防倉庫は、水害による被害を防ぐため、水防資機材を備えています。

③マネジメント方針

- 第 4 章 4-5 公共施設等の管理に関する方針の通りとします。

(10) 公営住宅

〈公営住宅〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
釜無団地	758	44	直営	-
久保団地	3,462	28	直営	-
山王団地	2,344	42	直営	-
下田保団地	472	50	直営	-
神明団地	1,216	8	直営	-
飛石団地	1,249	48	直営	-
布施北団地	407	48	直営	-
布施団地	1,329	19	直営	-
町之田団地	1,338	43	直営	-
山宮団地	845	37	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市の公営住宅は 10 施設、床面積の合計は約 13,420 ㎡あり、6 割の施設が築後 30 年以上を経過しています。
- 公営住宅は、用途別面積では、学校に次ぎ 2 番目に多い施設であり、維持管理・更新等の費用の縮減が課題です。
- 入居率は平成 26 年度末現在、77.7%となっています。
- 取壊し予定の釜無団地、山王団地、下田保団地、飛石団地、布施北団地、町之田団地の 6 施設は、新規入居を受付けていないため、徐々に入居率が低くなっています。

③マネジメント方針（第 4 章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 中央市公営住宅等長寿命化計画（平成 24 年 3 月）に基づき、計画的な修繕と改修による長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

(11) その他

〈その他〉

①施設概要

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
旧資料館	447	77	直営	-
小井川駅駐輪場	210	24	直営	-
東花輪駅駐輪場	528	2	直営	-
豊富地区資源循環施設製品倉庫	154	10	直営	-
希望の森	236	35	直営	-
旧田富健康管理センター	726	49	直営	-

平成26年度末現在

※施設に複数棟ある場合、床面積は各棟の合計、築年数は主要な建物の年数としています。

②現状と課題

- 本市のその他施設は6施設、床面積の合計は約2,301㎡あり、5割の施設が築後30年以上を経過しています。
- 旧資料館は、大型民俗資料等の収蔵庫として利用されており、築後80年を迎えようとしています。施設の老朽化が進み今後とも利用し続けるか課題となっています。
- リニア中央新幹線整備に伴い、小井川駅駐輪場は移転を必要としています。
- 希望の森は、甲府市羽黒町にある施設で、現在は閉鎖しています。
- 普通財産である旧田富健康管理センターは、リニア関連事務所として山梨県に貸し付けています。また、築後50年を迎えようとし、施設の老朽化が課題です。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 今後とも利用し続ける施設は、長寿命化に向けた修繕や改修等の計画を検討します。
- 旧資料館を継続利用するかを判断するために、文化的価値の評価を実施するか検討します。
- 小井川駅駐輪場は、リニア中央新幹線整備に伴い、移転スケジュールを考慮しながら、移転候補地や施設規模を検討します。
- 希望の森は、施設を除却し、土地については売却を検討します。
- 旧田富健康管理センターは、貸付期間が終了した後に除却します。

5-2 インフラ施設の基本方針

(1) 道路・橋りょう

①施設概要

道路

種別	実延長(m)	道路面積 道路部(m ²)
1級(幹線)市道	43,679	353,001
2級(幹線)市道	19,553	118,831
その他の市道	305,110	1,502,656
自転車歩行者道	64,104	163,451

平成26年度末現在

橋りょう

構造	橋りょう数(橋)	橋りょう面積(m ²)
PC橋	73	3,413
RC橋	181	6,025
鋼橋	39	3,819
石橋	0	0
その他	62	2,023

平成26年度末現在

②現状と課題

- 本市は、田富・玉穂地区の田園地帯である市街化地域と豊富地区の丘陵地帯である農村地区が共生する地域です。市が管理する道路・橋りょうは、市民の生活基盤として市内を網羅する形で整備されてきましたが、市内地域間でのアクセス環境や交通環境は、未だ必ずしも十分と言えない状況にあります。
- 道路の実延長の合計は432,446m、道路面積は2,137,939 m²となり、橋りょうの橋数は355橋、橋梁面積は15,280 m²となります。
- 道路・橋りょうは、整備年度の不明な施設が多く、経過年数を正確に把握出来ないことが課題です。
- 現在、道路は道路ストック総点検に基づいた舗装の修繕、橋りょうは橋梁長寿命化修繕計画と改正された道路法に基づく点検により、優先順位を定めて修繕計画を策定しています。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 予防保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組みます。
- 道路は、道路ストック総点検結果に基づく舗装修繕を実施し、橋りょうは「橋梁長寿命化修繕計画」や道路法に基づいて5年に一度の近接目視点検と修繕を引き続き実施します。
- 財政状況を考慮して中長期的な視点から整備を図ります。
- ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を推進します。

(2) 上水道・簡易水道

①施設概要

導水管

種別	実延長(m)
300mm未満	7,730

平成26年度末現在

配水管

種別	実延長(m)
50mm以下	8,230
75mm以下	54,755
100mm以下	34,054
125mm以下	413
150mm以下	34,900
200mm以下	15,151
250mm以下	1,501
300mm以下	637

平成26年度末現在

上水道付帯施設

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)
今福配水場	242	25
今福配水場第1水源	18	25
鍛冶新居配水場第1水源	18	41
水道施設	8	44
布施配水場1	222	42
布施配水場2	30	42
布施第2水源	4	42
布施第3水源	4	42
リバー配水場	74	36
リバー第1水源	10	36
リバー第2水源・車庫(借地)	90	10

平成26年度末現在

簡易水道付帯施設

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)
簡易水道第1水源	7	46
簡易水道第1配水池	11	46
簡易水道第1ポンプ場	34	44
簡易水道第2配水池	62	22
簡易水道第3配水池	8	21
簡易水道第3ポンプ場・第3水源	16	30
簡易水道第4水源	6	29
簡易水道第4配水池	65	10
簡易水道第5水源	7	28
簡易水道第6水源	7	23
簡易水道第7水源	11	21
簡易水道第8水源	13	16
簡易水道第9水源	15	19
簡易水道八幡大神社水源・配水池	6	47

平成26年度末現在

②現状と課題

- 中央市水道ビジョン（平成 22 年 3 月策定）に基づき、田富地区では上水道事業、豊富地区は簡易水道事業が行われています。
- 管路の実延長の合計は 157,371m となり、上水道付帯施設の床面積の合計は約 719 ㎡となります。
- 主要路線を優先に、年 1 回程度の漏水探査を行い、漏水箇所においては、管路の耐震化対策に取り組んでいますが、上水道に付帯する建物施設に関しては、築 30 年以上の施設が約 4 割を占め、老朽化が進行しています。

③マネジメント方針（第 4 章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 中央市水道ビジョン（平成 22 年 3 月策定）は、平成 30 年 3 月に同ビジョンを見直す予定です。
- 主要管路や管種に応じた耐震化と、計画的な維持管理等、詳細な内容を検討します。
- インターネット回線を利用した新しい維持管理方法に取り組めます。

(3) 下水道（農業集落排水含む）

①施設概要

管径別延長

径別	実延長(m)
～250	138,067
251～500	6,791
501～1000	1,429

平成26年度末現在

管種別延長

種別	実延長(m)
コンクリート管	2,549
塩ビ管	142,796
その他	942

平成26年度末現在

下水道付帯施設

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)
田富よし原処理センター(し尿処理施設)	246	36
田富よし原処理センター(し尿処理施設)	49	39
田富よし原処理センター(倉庫)	66	39
とよとみクリーンセンター(し尿処理施設)	764	17
とよとみクリーンセンター(塵芥処理施設)	215	11
とよとみクリーンセンター(便所)	12	17
浅利川西部地区農業集落排水処理施設	317	20
浅利川東部地区農業集落排水処理施設	323	21
浅利地区第2農業集落排水処理施設	199	11
浅利地区農業集落排水処理施設	258	21
高部地区農業集落排水処理施設	296	20
中尾宇山地区農業集落排水処理施設	19	28

平成26年度末現在

②現状と課題

- 本市の汚水処理は、流域関連公共下水道事業をはじめとして、農業集落排水処理事業、コミュニティプラント、個人設置型合併処理浄化槽、個人設置型浄化槽及びくみ取り方式などとなっています。
- 管路の実延長の合計は 146,287m となり、下水道付帯施設の床面積の合計は約 2,764 ㎡ となります。
- 今後は、増加する下水道施設への対応、特にリバーサイドタウンの下水道管渠(昭和 53 年整備)の市への移管(平成 28 年 4 月移管)に伴う、下水管渠の管理延長増加への対応が急務です。

- 農業集落排水事業の汚水処理施設や汚泥処理施設は老朽化が顕著化しており、施設の統廃合や大規模な修繕を行う時期に差し掛かってきています。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 下水道施設の予防保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組みます。
- 下水道施設の長寿命化計画を策定し、計画的に効率的なストックマネジメント^{*23}を行います。
- 既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するとともに、更新や維持管理に要する経費を平準化します。
- 持続可能な下水道経営が可能となるよう財政状況を考慮して、中長期的な視点から整備、更新を図ります。
- 田富・玉穂地区においては、公共下水道の普及促進事業の事業推進を行っており、今後も公共下水道による集合処理区域の拡大を進めていきます。また、豊富地区においては、農業集落排水により集合処理事業は整備完了としているため、処理区域外となる地域は個人設置型合併処理浄化槽による処理を行うこととしています。

^{*23} スtockマネジメント：下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画かつ効率的に管理することをいう。
（下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 平成27年11月 国土交通省から引用）

(4) 公園

①施設概要

都市公園等

公園名称	種別	開設面積 (㎡)
若宮第1公園(さくら公園)	街区公園	1,499
若宮第2公園(若宮公園)	街区公園	7,528
若宮第3公園(四季の花公園)	街区公園	2,501
阿原第2公園(相之田公園)	街区公園	721
成島1号公園	街区公園	2,628
成島2号公園	街区公園	1,577
下河東1号公園	街区公園	2,381
下河東2号公園	街区公園	2,501
山王川河川緑地	緑地公園	6,010
田富ふるさと公園	近隣公園	19,322
常永川河川緑地	緑地公園	9,521
鍛冶新居1号公園	街区公園	2,100
鍛冶新居2号公園	街区公園	2,974
玉穂ふるさとふれあい広場	-	*46,794
豊富シルクの里公園	-	11,237
農村公園	-	*28,520

平成26年度末現在
種別の「-」は、都市公園以外の付帯施設を併設した公園
*グラウンド面積含む

公園付帯施設

施設名称	床面積 (㎡)	築年数 (年)	運営形態	避難所指定
若宮第1公園(さくら公園)	2	20	直営	-
若宮第2公園(若宮公園)	2	20	直営	-
若宮第3公園(四季の花公園)	2	20	直営	-
阿原2号公園(相ノ田公園)	2	20	直営	-
田富ふるさと公園	29	32	直営	-
玉穂ふるさとふれあい広場	306	20	直営	-
豊富シルクの里公園	46	20	指定管理	-
農村公園	296	8	直営	-

平成26年度末現在

②現状と課題

- 都市公園は、市民生活の憩いの場として開設する一方で、緊急時の避難場所、生活物資の中継基地の機能も有しています。
- 本市の都市公園は 13 箇所、開設面積の合計は 61,264 ㎡であり、都市公園以外の

付帯施設を併設した公園等は3箇所、開設面積の合計は86,551㎡です。公園付帯施設の床面積の合計は、都市公園では35㎡、都市公園以外では648㎡であり、約6割の施設が築後20年以上を経過しています。

- 公園にある遊具等は年2回の委託点検の実施、土や砂等の追加は3年～5年毎に行い、電気照明等が切れた場合は、その都度交換している状況です。
- 公園内の樹木管理・清掃はシルバー人材の活用や委託により行い、良好な状態を確保しています。
- 利用度の高い一部の遊具は、多くの維持費が掛かることもあり、課題となっています。

③マネジメント方針（第4章 4-5 公共施設等の管理に関する方針以外の方針）

- 維持管理費の縮減と長寿命化を図りながら、都市公園を適正に管理します。

第6章 公共施設等総合管理計画の実施方法

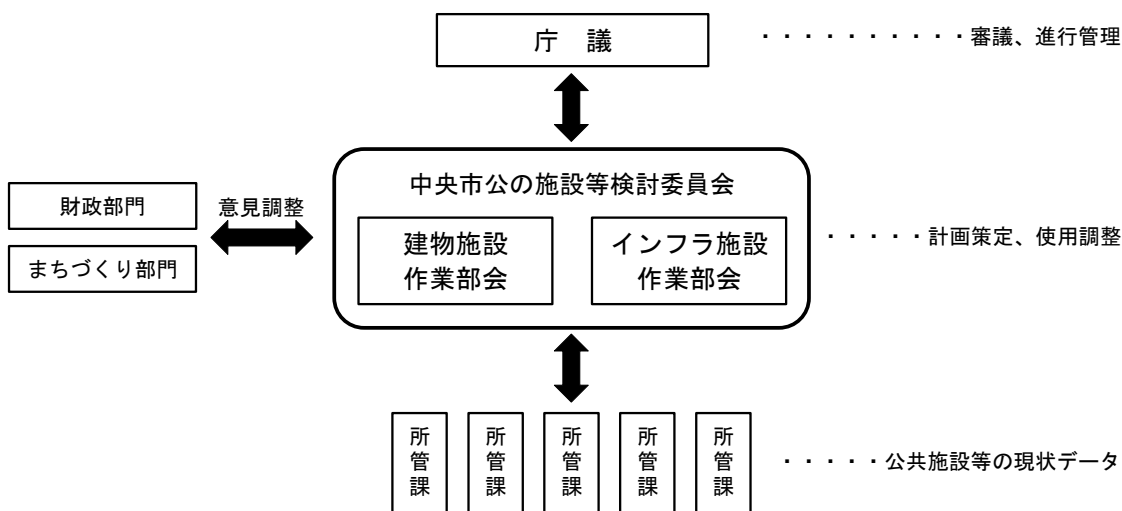
6-1 全庁的な取組体制構築及び情報管理方策

(1) 全庁的な取組体制構築

公共サービスや公共施設等の品質、供給量を適正管理できるよう、全庁的な取組体制を構築します。

そのため、所管課が取りまとめた情報に基づき、「中央市公の施設等検討委員会」において「建物施設作業部会」と「インフラ施設作業部会」に分けて、それぞれで計画策定、使用調整等を行い、財政部門及びまちづくり部門と意見調整を図り、その結果を「庁議」にて審議および進行管理し、公共施設等マネジメントを遂行します。

図30 取組体制



(2) 情報管理方策

公共施設等の現状をデータで定量的に把握し、定期的に評価し、課題を「見える化」するためにデータを一元的に管理します。収集したデータは、全庁的に把握できる施設カルテとして整備し、計画の目標管理や施策効果の測定に活用します。

なお、この施設カルテは、点検や修繕履歴等の保全情報の取込み及び固定資産台帳との連携を視野に入れ、段階的に拡張できるデータベースとして構築します。

(3) 職員意識改革

公共施設等の効率的かつ効果的な管理を推進するには、職員一人ひとりが常に意識を持って取り組む必要があります。

職員は、公共施設等の現状と公共施設等マネジメントの意義を十分理解し、施設の最適化を図るとともに、市民サービス向上への取り組みが重要です。そのため、研修会等を通じて職員のコスト意識の醸成を図り、公共施設等マネジメントの啓発に努めます。

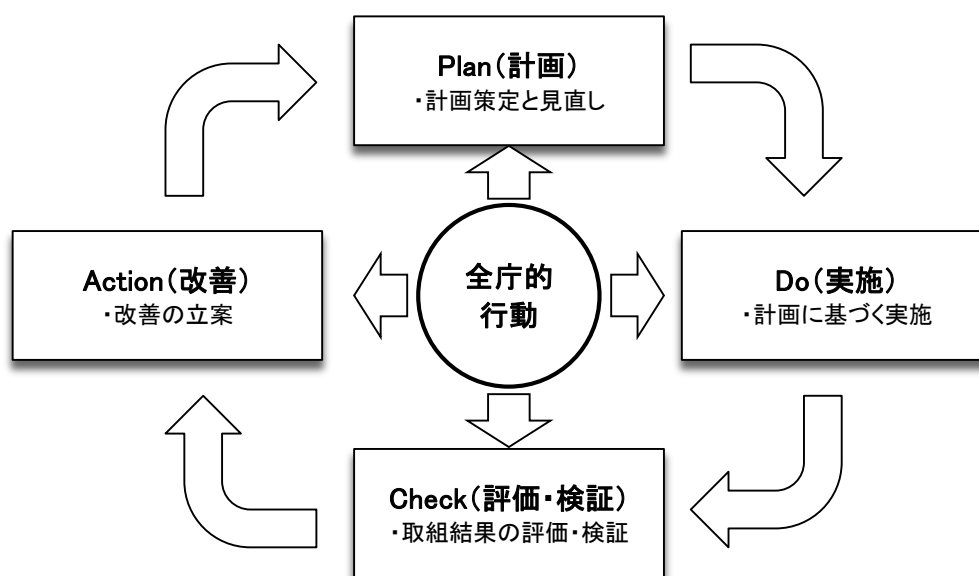
(4) 人材育成と確保

今後の老朽化する公共施設等に適切に対処するには、維持管理・更新等に係る専門的スキルや知識を有する職員を育成し、長期的に担い手を確保する必要があります。そのため、業務の見直しや効率化などにより、維持管理・更新に従事する職員の充実を図ります。

6-2 フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画の実効性を確保するには、PDCA サイクルを活用し、継続的な改善に取り組むことが必要です。そこで、各々の取り組みについて定期的に評価・検証し、必要に応じて改善を立案し、計画を見直します。

図 31 PDCA サイクル



6-3 市民参加のまちづくり

公共サービスの質と量や、公共施設等の配置や規模など、これらの将来に向けた適正化にあたっては、まちづくりと大いに関係することから、市民の理解が必要不可欠です。

そのため、ホームページや広報紙等により、現状の課題や計画の進捗状況などを発信し、情報の共有化を図り、これらについて市民からの意見を募り、今後のまちづくりに反映できるよう努めます。また、公共サービスや公共施設等の特性によっては、市民や専門家による検討会等を設け、検討結果の提言を参考に計画の実施を図ります。

6-4 PPP/PFI の活用

(1) 財政負担軽減と市民サービス向上

公共施設等の整備・運営には多くの費用を必要とするため、財政負担の軽減と共に市民サービスの向上が図れるよう、民間技術・資金・ノウハウを活用し、効率的・効果的な整備・運営が期待される PPP^{*24}/PFI^{*25} 導入を検討します。なお、中小自治体の事業では民間事業者の参画が難しくなることも考えられるため、大きな事業規模が見込まれる PFI 等にあっては、事業の広域化とセットで検討します。

^{*24} PPP : Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

^{*25} PFI : Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。(PFI 法に基づく事業)

(2) 官民間の対話・提案

近年、公共サービスの提供や公共施設等の活用において公民連携を促進するために、自治体と民間事業者との対話や民間からの事業提案など、様々な取組が全国的に広がっています。従来までの自治体が作成した仕様書にもとづく事業者選定に限らず、民間の創意工夫が最大限発揮できる事業手法を検討します。

6-5 地方公会計との連携

本市では、統一的な基準による地方公会計を平成 30 年度（平成 29 年度決算）までに整備するよう準備を進めています。従来の会計制度では、資産状況や将来の負担など全体像を示すことについては十分ではありませんでしたが、新地方公会計制度では、財務書類等の作成により、財務会計上の資産老朽化比率、将来の施設の更新必要額の推計や地域別・事業別・施設別のコスト分析が精緻化され、公共施設等マネジメントにも活用可能となります。今後は、これら財務会計的な指標も必要に応じて評価に取り入れ、公共施設等の最適化を図ります。

中央市公共施設等総合管理計画
平成28年 月

発行：中央市

編集：管財課

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301-1

TEL 055-274-1111(代表)

URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>